

巻頭言：会長就任のご挨拶

J+C ECONOMIC JOURNAL

グローバルな視点にたつ日中ビジネス情報誌

令和5年8月25日発行/毎月1回25日発行
9月号 (No.356)

SEPTEMBER
2023
No.356

9

日中経協ジャーナル <https://www.jc-web.or.jp>

SPECIAL REPORT

存在感を増す 中国の対外戦略

FOCUS：「一帯一路」10年の歩みと広域経済圏の未来

TOPICS：中国経済運営の手法の変化

～二人の“李総理”による常務会議の比較～

中国ビジネス Q&A：対外関係法とは？





表紙写真：北京の地壇公園の一角にある建物の屋根に並んだ神獣の装飾。明・清時代の建物に見られる装飾で、先頭は靈鳥に乗った仙人、その後ろに並ぶ神獣の数は建物の格により最高10体にもなる。現代の中国の対外戦略は、「一帯一路」政策など発展途上国の成長に寄与している一方、世界における覇権争いに勝利するための戦略でもあるといえる。その昔、火除け・魔除けの願いをこめて据えられた屋根に並ぶ神獣たちの目には、現在の中国、世界はどのように映っているのだろうか。（日中経済協会撮影）

一般財団法人 日中経済協会
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

本誌に記載されている記事などの内容や意見は、外部原稿を含め執筆者個人に属し、日中経済協会の公式意見を示すものではありません。

1 巻頭言

会長就任のご挨拶

■進藤 孝生 一般財団法人日中経済協会 会長、日本製鉄株式会社 代表取締役会長

2 FOCUS

「一帯一路」10年の歩みと広域経済圏の未来

■篠田 邦彦 政策研究大学院大学 教授

SPECIAL REPORT

存在感を増す 中国の対外戦略

6 中国の対米政治・経済戦略を考える ～主戦場の半導体を中心に～

■細川 昌彦 明星大学 経営学部 教授

10 米中対立下の中国対外戦略を読み解く

■唐 亮 早稲田大学 政治経済学部 教授

14 貿易、投資から見る中国の対外経済展望

■佐々木 悠子 一般財団法人日中経済協会 調査部・総務部 主任

18 中国の対外物流—海と陸からのアプローチ

■町田 一兵 明治大学 商学部 教授

22 中国におけるデータ越境移転の法規制と実施の現状

■安 翊青 上海里格【リーグ】法律事務所 首席パートナー弁護士

■張 駿 上海里格【リーグ】法律事務所 シニアパートナー弁護士

26 TOPICS

中国経済運営の手法の変化 ～二人の“李総理”による常務会議の比較～

■蝦名 康平 一般財団法人日中経済協会 調査部

30 中国ビジネス Q&A

対外関係法とは？

■石本 茂彦 森・濱田松本法律事務所 パートナー

32 情報クリップ

「中国国際サプライチェーン促進博覧会」事前説明会に協力
第3回関西地区日中企業経済交流会 ほか

会長就任のご挨拶



一般財団法人日中経済協会
会長
日本製鉄株式会社
代表取締役会長
進藤 孝生

このたび、宗岡正三前会長の後を受け日中経済協会会長に就任いたしました。伝統ある日中経済交流の専門団体の会長という大任を担うこととなり、その責任の重さを感じるとともに、微力ではありますが、日中経済関係の発展に貢献すべく尽力していく所存です。

日中経済協会は、1972年に日本と中国の国交が正常化したことに伴い、それまで両国間の民間経済交流の窓口としての役割を果たしてきた日中覚書貿易事務所を継承する形で、同年11月に日中経済交流のさらなる促進と日中両国の良好な友好関係の構築を目的として設立されました。72年当時、中国の内総生産（GDP）は日本の3分の1程度でしたが、2022年には日本の4倍を超える規模となり、米国に次ぐ世界第2位の経済大国の地位にあります。中国は、デジタル分野では既に日本を凌駕するなど、この50年の間に経済情勢が大きく変わり、日中経済交流の内容も変貌を遂げてきました。しかし、日中関係が両国にとって最も重要な二国間関係の一つであることに変わりはありません。引き続き両国がお互いの優位性を活かしながら、具体的分野での協力を通してともに発展していくことが世界の利益につながると確信しております。

当協会では、本年度は4年ぶりとなる「日中経済協会合同訪中代表団」の派遣に向け調整しているほか、8月には吉林省長春市で対面での「日中経済協力会議」の開催に向け準備を進めてきました。また、コロナ禍では日中の会場をオンラインでつなぐハイブリッド方式で開催していた「日中省エネルギー・環境総合フォーラム」を東京にて対面で開催する計画です。このように、中国側と直接交流できる機会が増えることで、相互理解が一層深まることを期待する一方、日本企業の円滑な中国ビジネスの推進のため、ビジネス環境の改善を引き続き粘り強く申し入れていきたいと思っております。

世界はウクライナ情勢をはじめ多くの憂慮すべき地政学的問題を抱えています。こうした中で日本は「自由で開かれた国際秩序の構築」を提唱しており、日中関係もこの流れに沿った新たな発展の道を模索する必要があると思っております。厳しい状況が続く日中関係ではありますが、今後も日中経済協会は時代の変化を的確に捉え、新たな発展を目指し、賛助会員をはじめとする日本経済界の皆さまの対中国ビジネスの一助となるべく、日中経済交流の促進に邁進していく所存です。最後に、皆さまには一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、会長就任の挨拶とさせていただきます。

FOCUS

「一帯一路」10年の歩みと広域経済圏の未来

● 篠田 邦彦

政策研究大学院大学教授

今年、習近平国家主席が2013年に「一帯一路」構想を提唱してから10周年を迎える節目の年である。一帯一路構想は、中国と沿線諸国との関係強化、貿易・投資やエネルギー調達の大拡大、新たな対外金融協力モデルの創出といった成果を実現したが、プロジェクトの大幅な遅延、援助受入国の債務超過、一部の国の期待レベルの低下という問題も発生した。「自由で開かれたインド太平洋」を推進する日本には、第三国市場協力を通じてアジアでの経済・社会課題や債務危機問題の解決を進めていくことが期待される。

一帯一路構想の立ち上げ

習近平国家主席は、国家主席への就任後間もない2013年9月に「新シルクロード経済ベルト（一帯）」構想、翌10月に「21世紀海上シルクロード（二帯）」構想を提唱した。前者は、中国から中央アジア、欧州に至る陸の経済回廊、後者は、中国から東南アジア、インド洋諸国、アフリカ東岸諸国、欧州に至る海の経済回廊を構築する構想である。これら2つのシルクロード構想は、地政学的な戦略性と経済・資源開発の可能性が高い中央アジア、東部アジア等の新興国や欧州・アフリカを取り込み、運輸・通信・エネルギー等のインフラ整備を通じて中国と沿線諸国との連結性を強化し、人、モノ、情報、資金等の流れを拡大・加速し、広域の対象地域の経済・

産業の振興を図ろうとするものである。

15年3月に策定された「シルクロード経済ベルトおよび21世紀海上シルクロードの推進共同建設に関するビジョンと行動」の中では、①政策交流、②インフラ連結、③貿易円滑化、④資金融通、⑤民間交流の5分野で協力を進めていくこととした。また、陸と海のシルクロードに沿う形で、①新ユーラシアランドブリッジ経済回廊、②中国・モンゴル・ロシア経済回廊、③中国・中央アジア・西アジア経済回廊、④中国・インドシナ半島経済回廊、⑤中国・パキスタン経済回廊、⑥バン格拉デシュ・中国・インド・ミャンマー経済回廊の6つの経済回廊を設定して開発を進めていくこととなった。さらに、新興国・開発途上国でインフラに対する旺盛な資金需要が存在するところから、中国は14年12月にシルクロード

基金を設立するとともに、15年12月には欧州主要国を含む57カ国の参加の下、アジアインフラ投資銀行（AIIB）が発足した。

中国の戦略的な狙い

中国の研究者は、一帯一路構想の推進を通じて経済・外交・文化・安全保障の様々な分野で以下のような目標の達成を目指すべきと指摘している。

第1に経済面では、周辺国との連結性強化のためのインフラ整備、貿易経済協力、資源エネルギー協力、金融協力、国内の地域振興、FTA等による開放型経済体制の建設を目指すべきとしている。第2に外交面では、沿線諸国（特に中国の周辺諸国）との関係強化により西進（上海協力機構加盟国、特に中央アジアとの関係強化）、南下

（ASEAN諸国との協力拡大）、北上（ロシアとの戦略的協力を実現）、東拓（米州と新型大国関係を構築）を進めグローバル社会での発言権と影響力の向上を目標とすべきとしている。第3に文化面では、中華文化の魅力や現代中国の価値観を広く伝え、教育、文化、観光、スポーツ、衛生、科学技術等の分野での交流・協力を展開し、中国の文化面でのソフトパワーを高めるべきとしている。第4に安全保障面では、軍事分野や非伝統的安全保障分野で国際協力を展開し、短期的にはエネルギー安全保障の維持、テロ対策戦略の二一ズへの対応、中長期的には、沿線諸国における中国の地政学的優位性の強化、沿線諸国安全保障対話メカニズム、安全協力枠組みを構築すべきとしている。

表 「一帯一路」構想を巡る動き (2013～23年)

西暦	一帯一路	関連する動き
2013	9月 「新シルクロード経済ベルト」構想を提唱 11月 「21世紀海上シルクロード」構想を提唱	3月 RCEP交渉開始 3月 日中韓FTA交渉開始
2014	12月 シルクロード基金が発足	
2015	3月 「シルクロード経済ベルト及び21世紀海上シルクロード」の推進共同建設に関するビジョンと行動」を発表 12月 アジアインフラ投資銀行 (AIIB) が発足	
2016		8月 安倍首相が「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」構想を提唱
2017	5月 第1回一帯一路国際協力ハイレベルフォーラム (→デジタルシルクロードを開始)	1月 米国トランプ政権発足、TPPから離脱
2018	10月 第1回日中第三国市場協力フォーラム	3月 CPTPP署名 7月 米国が通商法301条を中国に適用 12月 CPTPP発効
2019	4月 第2回一帯一路国際協力ハイレベルフォーラム	6月 G20大阪サミットで「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に合意 6月 ASEANがAOIPを採択
2020	6月 ワクチン外交を本格化	年初 新型コロナウイルスが発生 11月 RCEP署名 12月 中国とEUが包括的投資協定に大筋合意
2021	6月 「一帯一路」ワクチン協力パートナーシップ・イニシアティブを立ち上げ 6月 「一帯一路」グリーン開発イニシアティブを開始 9月 「グローバル開発イニシアティブ」を提唱	1月 米国バイデン政権発足 5月 中国EU包括的投資協定の審議凍結 9月 中国・台湾がCPTPPへ加入申請
2022	4月 「グローバル安全保障イニシアティブ」を提唱	1月 RCEP発効 2月 バイデン政権が「インド太平洋戦略」発表 2月 ロシアのウクライナ侵攻始まる
2023	3月 「グローバル文明イニシアティブ」を提唱 10月 第3回一帯一路国際協力ハイレベルフォーラムを開催?	7月 英国、CPTPP加入に向け正式署名

(出所) 各種資料をもとに筆者作成

首脳のプロ外交による推進

中国は首脳レベルのプロ外交を通じて一帯一路沿線国との対話や協力を強化し、新たな資金支援や協力案件へのコミットを行い、特に経済・開発面での影響力を拡大させてきた。17年5月に、北京で第1回一帯一路国際協力ハイレベルフォーラムが開催され、29人の元首級約130の国と約70の国際組織が参加した。同フォーラムでは、中国が今後3年間で600億元(約1兆円)の援

助を提供するとともに、インフラ整備を支援するシルクロード基金へ1000億元(約1兆6000億円)の増資を行うことを発表した。また、19年には北京で第2回フォーラムが開催され、37人の元首級、約150の国と約90の国際組織が参加した。第2回フォーラムで、習主席は、「質の高い発展」、「普遍的な国際ルール」、「持続可能性」の重要性を強調するとともに、WTO改革の積極的な支持、外商投資法の厳格な実施に加えて、市場歪曲的な不合理なルール、補助金、慣行の撤廃等にも言及した。中国が第2回フォーラムで一帯一路構想の軌道修正を行ったのは、沿線国でプロジェクトの大幅な遅延が起き、計画見直しを求める動きが相次いだこと、また、米国との貿易摩擦に直面し、欧米諸国から債務の罫などの問題に対する批判が高まったことが背景として考えられる。23年10月に中国は、パンデミックの影響を受けて延期されていた第3回フォーラムを4年ぶりに開催すると報道されている。一帯一路構想の進展を踏まえ、どの程度の

国が元首級を派遣するのか、また、国際情勢の変化に応じてどのようなアジェンダが設定されるのか注目される。

一帯一路構想とメガ自由貿易協定(FTA)の連動

中国は一帯一路構想と広域FTA・投資協定との連動を通じて、独自の広域経済圏を拡大しようとしてきた。11年に米国のオバマ政権がリバランス政策を表明し、TPP交渉等を通じてアジア太平洋地域への関与を強化する中で、中国は一帯一路構想を通じて米国との全面対決を避けながら地政学的な西進策を進めた。また、一帯一路構想と同時に13年に開始されたRCEP交渉を通じて北東アジア、東亜アジア、大洋州に及ぶアジア広域経済圏の形成を目指してきた。22年に発効したRCEPは中国が加盟する初めてのメガFTAであり、中国とRCEP加盟国との貿易額は、中国の総貿易額の約3分の1を占めている。また、欧州経済圏との関係強化のため、中国EU包括的投資協定の交渉を進め、20年末に大筋合意に至ったが、その後、少数民族の人権問題等を理由に21年5月に欧州議会は協定批准に向けた審議を凍結した。さらに、米州経済圏との関係強化のため、中国は21年9月に米国不在のCPTPPへの加入

要請を行ったが、加入国の多くは、中国の申請に対して「見極めが必要」との慎重な姿勢を崩しておらず、正式な加入手続きはまだ開始されていない。今後中国が広域FTA・投資協定を通じて米州・欧州への経済圏の拡大を目指す場合、ハイスタンダードなルール(国有企業、労働、電子商取引、知的財産権等)や規範(人権、環境等)をどこまで遵守できるかが鍵となる。

一帯一路構想の成果と課題

中国は13年以降、一帯一路構想を推進してどのような成果を実現したのだろうか。第1は、グローバル・サウスと呼ばれる新興国・途上国との外交関係の強化である。中国は23年1月の時点で151の国や32の国際機関と200以上の協力文書を締結している。その大部分を占めるのは新興国・途上国であり、中国は一帯一路構想を推進するため、BRICS、上海協力機構の枠組みに加え、ASEAN、太平洋島嶼国、中東、アフリカ、中東欧、中南米等の国々と対話と協力の枠組みを通じて関係を強化してきた。第2は、一帯一路沿線諸国との貿易の拡大、中国企業による海外事業の拡大、エネルギーや鉱物資源の安定調達といった経済的な利益の実現である。第3に、シルクロード基金

3 JC ECONOMIC JOURNAL 2023.9

AIIB、BRICsによる新開発銀行の設立などを通じて、米国が構築したIMF、世界銀行等を中心とする国際金融体制に対して新たな対外金融協力モデルを示した点がある。

他方、一帯一路構想は、様々な課題にも直面することとなった。第1に、一部プロジェクトでの環境・社会問題や大幅な遅延の発生といったプロジェクト・レベルの問題である。第2に、援助受入国の財政状況への配慮が不十分で、受入国の債務超過（いわゆる「債務の罠」）を招いているというマクロ経済・財政上の問題である。第3は、経済回廊開発の遅れや債務の罠の問題等を背景に一部参加国の一帯一路構想への期待が低下し、バルト三国のように対話・協力の枠組みから離脱する国も出ているという外交面での問題である。中国政府もこうした問題に対応するため、海外のインフラ案件に関連したリスクの予防・管理・処理能力の向上に努めるとともに、債務危機に陥った国の債務再編の交渉への関与を強化している。

一帯一路構想の新たな展開と3つの外交イニシアティブの表明

10年代後半からデジタル経済・社会の深化、環境・気候変動問題の深刻化、パンデミック拡大への対応等の地政学的

な変動が起き、中国も「一帯一路」沿線国の経済・社会課題に対応した新しい協力の取り組みを進めている。例えば、中国は17年より「デジタル・シルクロード」構想の下、電子決済、AI、量子、ビッグデータ、クラウド、スマートシティ建設などで協力を推進している。また、「健康シルクロード」を標榜し、特に20年以降、官民一体で途上国に対して、マスク、ワクチン等の医療物資の支援、医療チームの派遣、医療予防ノウハウの提供を行った。このほか21年より、「一帯一路グリーン発展イニシアティブ」を開始し、「二帯一路」協力パートナーとの間でインフラのグリーン・低炭素化やグリーン金融手段の開発を進めようとしている。

さらに、21年以降、習主席は「人類運命共同体」の実現を目指し、開発安全保障、文明の3分野で外交イニシアティブを打ち出し、それを具体的に実行する手段として「二帯一路」構想を位置付けている。21年9月の国連総会で習主席が、「グローバル開発イニシアティブ（GDI）」を提唱し、SDGsの加速、経済の回復、環境に優しく健全なグローバル開発の支援を目指して、中央・東アジア、アフリカを中心とした国々にGDIへの賛同を働きかけている。また、ロシアのウクライナ侵攻後の22年4月に、習主席はボアオ・フォーラ

ムで「グローバル安全保障イニシアティブ」を提唱し、覇権主義とパワーポリテイクスに反対し、ブロック対立による安全保障上の問題を激化させないための構想を進めると表明した。その上、23年3月に習主席は、各国が文明間の対立を乗り越えてそれぞれの発展モデルを認め合うよう促す「グローバル文明イニシアティブ」を提唱した。こうした3つの外交イニシアティブは、世界が地政学的な変動に直面する中、中国が欧米諸国を意識して経済、安全保障、文化の各分野で自国の発言権と影響力の向上を目指す構想だとも考えられる。

日本の「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」構想

中国が一帯一路構想を進める中、日本はFOIPの推進を通じて2つの大陸（アジアとアフリカ）、2つの大洋（太平洋とインド洋）をカバールするインド太平洋地域の安定と繁栄の実現を目指してきた。安倍晋三元首相は、16年8月にケニアで開催された第6回アフリカ開発会議（TICAD）会合で「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）構想」を打ち出した。日本は、FOIPの実現のための3本柱である①法の支配、航行の自由、自由貿易、紛争の平和的解決等の規範の普及・定着、②経

済的繁栄の追求（連結性、EPA/FTAや投資協定を含む経済連携の強化）、③平和と安定の確保（海上法執行能力の構築等）を打ち出し、具体的な取り組みを推進している。特に、関係国と協調の下、国連海洋法条約の遵守、質の高いインフラ投資原則の普及、CPTPP、RCEP等の通商ルール策定など国際ルールによる橋渡しを進めるとともに、連結性強化のためのハード・ソフトインフラ整備、海洋安全保障や人間の安全保障に関連したキャパシティ・ビルディングなどの具体的な協力の取り組みを進めてきた。

こうした取り組みを通じて、「自由で開かれたインド太平洋」という言葉は、北米、アジア、大洋州、欧州に浸透し、また、日本が進めるFOIPの下での法の支配、航行の自由、紛争の平和的解決、自由貿易の推進といった原則や具体的な協力の柱についても理解が深まった。米国のほか、ASEAN、豪州、インド、欧州諸国などのミドルパワーが独自のインド太平洋構想を打ち出し、具体的な協力を進めている。例えば、途上国へのインフラ整備を支援するため、米国は22年6月のG7サミットで、グローバル・インフラ投資パートナーシップ（PGII）の発足を表明し、気

候変動、デジタル技術、ジェンダー平等、健康・医療等の重点分野を中心に、G7が連携して27年までに官民合わせて6000億ドル(約81兆円)の拠出を目指すこととなった。また、インドではモディ政権の下で「アクト・イースト」政策を掲げてASEAN・東アジア諸国との経済連携強化を目指しており、日本もインド北東部の開発などを支援している。

このように日米、日印、日豪などの二国間や、G7、Quad、日ASEAN、日EU等の地域的な協力の枠組みを通じて、安全保障に加え、インフラ・連結性、SDGs、環境・エネルギー、デジタル等の様々な経済分野での二国間や第三国市場での協力の可能性が模索されている。

FOIPと二帯一路の連携の可能性

それでは、日本のFOIPと中国の二帯一路との間に連携の可能性はあるのだろうか。日本と中国はそれぞれFOIP、二帯一路は開放的かつ包摂的で特定の国を排除するものではないと説明してきたが、それぞれ相手国の構想には慎重な姿勢を崩していない。これまでの経緯をみると、両国は、FOIP、二帯一路には言及せず、第三国市場協力

という形でアジアを中心とした海外市場での協力を進めてきた。18年10月に安倍元首相が北京を訪問した際、第1回日中第三国市場協力フォーラムを開催し、日中企業・政府関係者1500人の参加の下、両国の政府関係機関・企業等の中で52件の協力覚書を締結した。第三国市場協力では、交通・物流、エネルギー・環境、産業高度化・金融支援(IOT、ニューエコノミー、ヘルスケア)、地域開発(タイ東部経済回廊、工業団地、スマートシティ)等の幅広い分野をカバーした。安倍元首相は、スピーチの中で開放性、透明性、経済性、財政健全性といった国際スタンダードに沿った、第三国の利益となるwin-win-winのプロジェクトが形成されていくよう中国政府とともに後押ししたいと述べている。

今後の展望だが、22年11月の日中首脳会談の際に両国首脳が日中ハイレベル経済対話の早期再開で一致したことなどを受け、日中の第三国市場協力の継続・具体化に向けて以下のような分野に焦点を当てて議論を進めていくことが期待される。

第一に、日中両国との関係が深いASEAN諸国での協力が進めやすいと考えられる。ASEANは19年6月に「インド太平洋に関するASEANア

ウトルック(AOIP)」を採択し、海洋協力、連結性、SDGs、その他経済の優先4分野でASEAN対話国と協力を具体化しようとしている。日本に加え米国、インド、豪州等が既にAOIPの実現に向けた協力案件を進めており、中国も、AOIPと二帯一路やGDIとの連携に前向きである。また、日本、中国、ASEANは、ASEAN+3の枠組みの下で、金融、食料安全保障等の分野でも積極的に協力を進めている。こうしたことから、今後AOIPを核とした日中ASEANの協力の具体化が期待される。

第二に、①パンデミック、ウクライナ戦争等の複合的な危機への対応が必要とされる開発、食料、保健等の分野や②持続可能な世界の実現に向けた気候・エネルギー、環境等の分野での協力を進めていくべきと考えられる。これらは、グローバル・サウスが直面する課題であり、その解決が国際秩序の安定化につながる。また、米中の戦略的競争がある中でも、その制約を受けず比較的協力を進めやすい分野である。例えば、気候・エネルギー、環境の分野では、日中省エネルギー・環境総合フォーラムで日中間

の具体的な協力が進んでおり、第三国市場への展開も進めやすい。

第三に、インフラ・連結性分野では、

個別プロジェクトの推進だけでなく、「質の高いインフラ投資原則」の徹底や債務危機の解決に向けて協力していくことが求められる。例えば、債務危機に直面しているスリランカでは、債務再編に向けて、日本、フランス、インドが23年5月に債権国会合を立ち上げたが、最大の債権国である中国はオブザーバー参加にとどまっている。債務再編に向けた交渉に、主要な債権国である中国や日本などが積極的に連携をとりながら関与していくことが望まれる。

《参考文献》

- 篠田邦彦(2015)「新シルクロード(二帯一路)構想とアジアインフラ投資銀行(AIIB)ーインフラ整備や産業振興を通じて中国の広域経済開発戦略ーアジアワールド・トレンド」
- 大西康雄(2020)「中国の対外経済戦略の調整ーコロナ禍への対応と今後ー」日中経済ジャーナル20年9月号
- 佐野淳也(2023)「現実路線にシフトした中国の二帯一路ー巨大経済圏構想から持続可能な対外経済協力策へー」日本総研環太平洋ビジネス情報
- 江藤名保子(2023)「広島サミット影の主役・中国が描く国際秩序とはーG7は「法の支配」の理念を打ち出せたのかー」東洋経済地経学フリーフィング

米中是对話路線になるのか？

米中関係は相互の作用と反作用が繰り返されて展開していく。そこでまず米国側の動きから見てみよう。その主戦場は半導体で、米中の半導体を巡る熾烈な戦いはますます激化している。他方で米国は中国との対話を模索する。こうした米国の一見相反する動きをどう理解すべきか。米国の対中政策を見る場合、議会が超党派で対中強硬一色の一方で、バイデン政権は明らかに一貫して対話路線を模索している。そうした二重構造を見なければいけない。

2022年11月の初の対面での米中首脳会談を踏まえて、そうした対話路線を具体化しようとした矢先に、23年2月に米国本土上空を飛行した偵察気球問題でその動きは一時とん挫した。軍事的には南シナ海などで中国軍の危険行動などもたびたび起こり、偶発的な衝突も起こりかねない状況で危機管理の必要性が増していた。そこでバイデン政権としては関係悪化を早急に「管理」しなければならぬと判断して動いた。

そして23年6月、ブリンケン国務長官の訪中を米国側から強く求めることとなった。しかし中国はむしろこ

米中関係は相互の作用と反作用が繰り返され展開される。その主戦場は半導体で、米中の半導体を巡る熾烈な戦いはますます激化している。中国にとってアキレス腱が半導体であるだけに、対米交渉上重視するのが米国による規制だ。米国を“揺さぶる”ために対抗策を繰り出している。また外資からの技術入手による国産化戦略を加速させ、汎用の半導体ではしたたかな戦略を展開する。こうした中に長期化する米中対立の本質を見ることができる。

中国の対米政治・経済戦略を考える ～主戦場の半導体を中心に～

細川 昌彦 HOSOKAWA Masahiko
明星大学 経営学部 教授

れをあえて駆け引きとして冷遇した。ブリンケン国務長官が求めたのは軍事面での対話の構築であったが、強硬な人民解放軍を背景に習近平政権はそれを受け入れなかった。中国の狙いはむしろ経済面にある。コロナ後の経済回復が見通せず国内経済がきしむ中、外国投資も逃げていく危機感が背景にある。そこで、軍事面とは違って経済面での対話はむしろ前向きに応じる姿勢を示している。中国が強く米国に求めるのは、米国の対中半導体規制の解除だ。しかし対中強硬一色の米国議会は、厳しい半導体規制を求めて政権に圧力をかけ続けている。バイデン政権には、対中半導体規制を緩める自由度は国内政治的にはない状況だ。

同年7月7日にはイエレン財務長官が訪中して李強首相らと会談した。ブリンケン国務長官の訪中時とは異なり、中国側の対応はソフトムードに終始したのは、イエレン財務長官の後ろには対中投資に積極的なウォール街の金融機関が付いていることが大きい。その後、気候変動問題を中国との協力分野にしようとするケリー気候問題担当大統領特使の訪中があり、今後は産業界を背景にしたレモンド下商務長官の訪中も取りざたされ

ている。いずれも「米中関係を管理」するために、少なくとも経済分野だけでも対話を維持したいとのバイデン政権側の思惑によるものだ。

「デリスキング」を打ち出す意味

ちなみに、中国との対話を求める伏線は5月のG7広島サミットの共同宣言での表現に見て取れる。対中国で重要なのは、経済での中国との向き合い方の歩調合わせだ。経済安全保障で独立の共同声明を出すなど、焦点を経済安保に仕立て上げたのが今回のサミットの特色だ。まず対中の基本方針として、「デカップリング（分断）」ではなく、「デリスキング（リスク除去）」を指すとしている。しかしこれは、最近の動きからは目新しいものではなく、確認にすぎない。

23年1月、欧州連合（EU）のフォンデアライエン委員長がスピーチで言及したことで注目されたが、3月にも対中政策に関するスピーチで強調している。米国でもイエレン財務長官に続き、サリバン大統領補佐官もG7サミット直前の4月末のスピーチでこの言葉を明確に使っている。G7でこの路線を確認することは、米国議会との関係で国内的にも意味があるのだ。

また、対外的にも重要な意味がある。中国が米国との関係で仕掛けている世論戦だ。中国は新興国・途上国などグローバルサウスを味方につけるために、意図的に「米国はデカップリンングしようとしている」と対外的プロパガンダを展開している。そして、インフレ抑制法（IRA法）に見られるように、バイデン政権が国内の労働者保護を優先して保護主義に傾斜していることを逆手にとつて、中国は「グローバル化の推進者」、「自由貿易の推進者」を自認して国際的にアピールしている。G7としてもグローバルサウスを取り込むためには、明確にそれを打ち消す必要があるのだ。そうした対外的な情報戦の一環と見るべきだ。

グローバルサウスと重要鉱物

G7広島サミットで、こうしたグローバルサウスに焦点が当てられたのも対中政策としての意味が大きい。国際政治的にも、西側諸国と権威主義国のいずれにも属さない第3グループとしてのグローバルサウスを取り込むことがいかに重要であるかはロシアによるウクライナ侵攻に対する中立姿勢で明らかになったところだ。しかもグローバルサウスはいずれもリチウ

ム、ニッケル、マンガンなどの資源国としてG7側へ取り込むことが戦略的に極めて重要になっている。しかし、この面では中国より明らかに遅れていることへの危機感がある。

中国は中南米のリチウムトライアングル（アルゼンチン、チリ、ボリビア）やアフリカのコンゴ共和国など、資源国に対する争奪戦で、戦略的な手を打っている。半導体でアキレス腱を有する中国は、明らかにこうした打ち手を重要な対米カードと位置付けているのだ。こうした事態に、米国も危機感をもって重要鉱物の供給網を日本、欧州とともに確保していく方策で対抗しようとしている。

バイデン政権に半導体規制の自由度なし

中国にとつてアキレス腱が半導体であるだけに、対米交渉上重視するのが米国による対中半導体輸出規制の解除だ。しかし、これにバイデン政権は応じる兆しはない。むしろ米国議会との関係で応じられないのだ。22年10月に打ち出した規制も中間選挙を控えて、議会の強い圧力で追い込まれたものだ。それまで水面下で日本、オランダと協議中で未調整であったが、バイデン政権は「先走って」打

ち出さざるを得なかったのが実態だ。規制の内容を見ると、従来の規制とは明らかに次元が異なる。トランプ政権では、中国通信最大手ファーウェイなど「特定の中国企業」を標的にしていた。しかし、今回の措置は「中国全体」を対象にしている。そして従来の輸出管理は軍事用途か民生用途かを峻別していたが、「軍民融合」を掲げている習近平政権にはこうした区別は意味をなさない。軍事用途であれ、民生用途であれ、軍事技術に直結する人工知能やスパコンにつながる先端半導体全体に焦点を当てているのはそうした背景があるからだ。

先端半導体の製造技術への規制は、中国メモリ半導体大手の長江存儲科技（YMTC）や半導体の受託製造（ファウンドリー）の中芯国際集成電路製造（SMIC）の工場稼働に大きな打撃を与えるものとなっている。最新の製造ラインの円滑な稼働には米国の技術者のノウハウが不可欠で、これも阻止されることは痛手だ。中国は少なくとも先端半導体の生産は、当面望めないというのが大方の見方だ。日進月歩で技術進展する半導体分野において、規制による時間差は決定的な意味を持つ。

なお、規制されることによつて逆に中国の自前開発は加速するので効果はない、と指摘する向きが一部にある。これは、規制を避けたい人々（中国と米国産業界）によるプロパガンダでもあるので要注意だ。

中国が規制の影響を深刻に受け止めていることは、撤廃を強く要求していることを見れば明らかだ。

また、中国は規制があるうとなかろうと、既に19年から半導体製造装置と部材に対してだけでも3兆円の基金を用意して、自前で生産できるよう外国企業からの技術獲得に躍起となっている。

日本の輸出管理の影響は限定的

この関係で日本の輸出管理の強化についても付言したい。米国による規制を受けて、日本も23年7月23日から先端半導体向け製造装置の輸出管理を強化した。オランダは9月から実施する予定だ。この措置の影響については、結論を言えば、日本企業の対中輸出への影響は限定的だろう。先端半導体製造に欠かせない極端紫外線（EUV）の露光装置は、トランプ政権末期から米国の働きかけもあって、既にこれを独占供給してい

るオランダ企業のASMLの中国向け輸出は許可されずにストップしている。これに伴って、EUV関連の装置は規制対象品目ではなくても事実上輸出されていない。対象品目のうち一部は先端半導体と汎用半導体の両用に使われるものも含まれているので、影響があるとすればこの部分だ。従って、今回新たに対象品目に追加されても影響は限定的であると考えられる。日本から中国に輸出される製造装置は汎用の半導体向けがほとんどだ。むしろ後述するように、中国による汎用の半導体への投資拡大戦略により、日本からの製造装置の調達は増えているのが実態である。

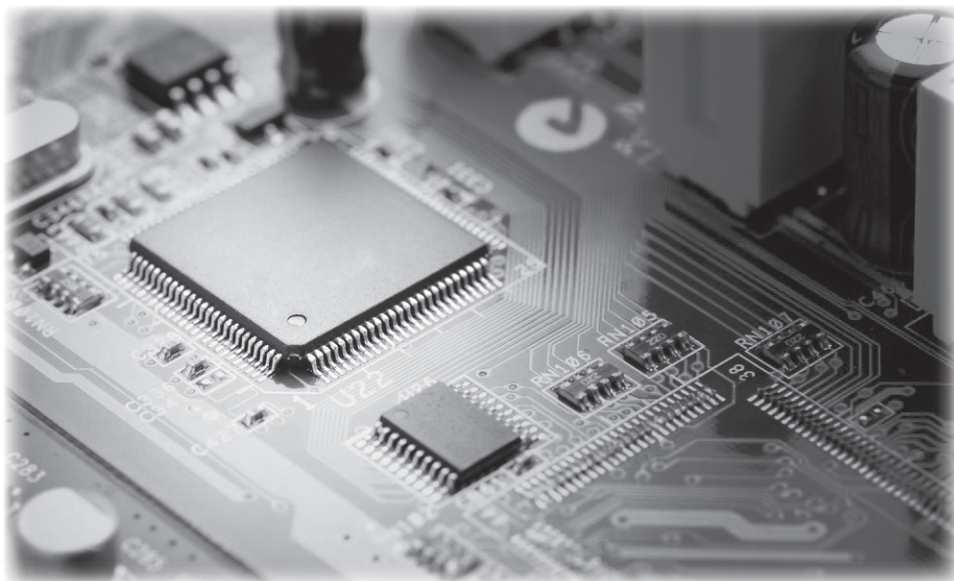
米国はさらなる規制強化へ

外交的な駆け引きは別にして、中国が本音で警戒しているのは米国の規制だ。米国は議会の圧力もあつてさらに規制を強化しようとしている。いくつか列挙しよう。

第1に、22年10月に導入した措置の「抜け穴」をふさぐための規制強化だ。AI半導体に関する追加規制や、米国のクラウド・サービスの利用を制限する。米国半導体業界の反対はあるが、バイデン政権としては、議会との関係で近々規制強化は不可

避と見ている。

第2に、対中投資規制の導入だ。米国では先端半導体を輸出規制したにもかかわらず、米国のファンドが中国の半導体企業に投資し支援している実態が懸念されている。米国議会は超党派の対中法案にも盛り込んでおり、バイデン政権もこうした議会の



の動きから、大統領令で対外投資規制に乗り出そうとしている。

第3に、半導体以外の新興技術の規制だ。日米欧による先端半導体の対中輸出規制として、米国は量子、バイオなどの新興技術分野にも拡大することを検討している。日本、欧州といった技術を有する少数国で規制をする新たな枠組みで、水面下での協議が行われているようだ。

当然、こうした動きは中国を念頭においたものであるだけに、中国が危機感を持つのは当然だ。

中国の「対米揺さぶり」も効果は限定的

中国もこうした米国を「揺さぶる」ために対抗策を繰り出している。23年5月に米半導体大手マイクロン・テクノロジーの半導体を、重要インフラで調達することを禁止すると発表した。8月からは、半導体素材のガリウムやゲルマニウムを輸出許可の対象とするなど、矢継ぎ早に措置を打ち出している。しかしいずれも牽制

目的で、その効果は限定的だ。

マイクロンはクアルコム、インテルなど他の米国半導体大手に比べて中国が依存する割合が低く、中国にとってマイナスが少ないので標的となつたようだ。また、韓国のサムスン電子やSKハイニックスも中国で生産しており、代替供給は可能だ。米政府は早速、韓国に対してマイクロンの穴を埋めるようなことはしないよう、釘を刺したようだ。

ガリウム、ゲルマニウムについては輸出管理の対象にするだけで、不透明な運用で対中規制を牽制している。中国はそれぞれ9割強、7割弱を生産する。ただし、生産シェアだけで判断するのは早計だ。ガリウムはアルミニウムなどの金属の生産の副産物で、いざとなれば代替の供給源は出てくる。リサイクル品も多い。ゲルマニウムは米国が埋蔵量第1位で採掘されていないだけだ。いずれも中国の生産コストが安いので中国に依存している。仮に禁輸されても短期的には価格が高騰するものの、中長期的には中国依存から脱却するだけだ。

こうした中国による牽制球は、対米交渉の材料を得るためと見られている。もちろんこうした半導体を巡る駆け引きも重要だが、その裏で繰

り広げられている中国の半導体戦略こそ本質的に重要な。

中国の対抗策は「汎用半導体でシェア80%」

世間の耳目は先端半導体ばかりに集まるが、警戒すべきはパワー半導体など汎用の半導体だ。中国の対抗策は、規制外の非先端の汎用半導体に向かっている。むしろ半導体市場の8割はこの汎用半導体でボリュームゾーンだ。こうしたパワー半導体、アナログ半導体への大規模投資を急増させているのだ。これはしたたかな世界戦略と見るべきだろう。

国を挙げて大規模投資して生産能力を上げ、補助金を武器に意図的に過剰生産に持ち込み、海外に安値で売り込む。その結果、他国の半導体産業は壊滅的な打撃を受ける。こうして他国を中国に依存させる戦略で、かつて鉄鋼産業などでも見られた手法だ。中国共産党中央からは「80%のシェアを取れ」、「中国自動車メーカーは中国半導体を使い」との口頭指示があるとの情報もある。

さらに、自動車の基幹部品として重要なパワー半導体やマイコンについて、「国家標準」に基づき設計・開発から中国で行うことを要求する動き

がある。「国家標準」によって技術を手に入しようとする手法は、日本が競争力を有する複合機械において行われようとしたように、半導体でも同様の手法を導入しようとしているのだ。この要求に対応しないと、中国の自動車メーカーに購入されなくなるとして追い込んでいく。これは、肝となる製造のノウハウを手に入れるのが狙いと見られる。

この延長線で、日本の材料と装置の中核技術が狙われていることも要注意だ。半導体の上流も含めて、サプライチェーンを国内で完結させるためだ。今日その動きはますます加速化しており、サプライヤー企業への「揺さぶり」が進行している。技術を有する日本企業は、大口顧客の中国大手半導体メーカーから合弁での工場進出を強く求められている。狙いはもちろん技術の入手だ。

そこで、最後にこうした中国の国産化戦略の本質的な狙いを見てみよう。

中核技術の入手を急ぐ習政権

22年10月、習近平総書記の3期目が発足した。共産党大会での習総書記による活動報告は、ここ数年展開している習政権の大方針を明確に示したものだ。経済のキーワードは

「双循環」と「国家安全」だ。「双循環」とは、米中対立の長期化を見据えて、重要産業を戦略的に国産化する「国内循環」と経済の相互依存を武器に使う「国際循環」の二つだ。さらに「国家安全」を掲げて、重要産業のサプライチェーンの「自立自強」を強調している。22年10月、米国による対中半導体規制に直面して、中国は外資からの技術入手による国産化戦略のギアを一段と上げてきた。

注目すべきは、「基幹的な核心技术の争奪戦に勝利する」としていることだ。これは、中国企業が中核技術を持つていないことが重要産業の国産化のネックになっていることへの危機感の表れだ。目標は、戦略産業のサプライチェーンの上流から下流まで一貫通貫に「自国で完結させる」ことだ。他国に依存していた部材・素材についても、早急に脱却する方針で中国企業に急がせている。そのために、中国企業は「欠けている中核技術」の入手を急いでいる。

22年10月28日、中国は「外商投資奨励産業目録」を2年ぶりに改訂した。外資誘致で重視する産業リストで、表向きは対外開放の姿勢を示すものとしている。これに続く11月4日に習国家主席が上海で開催した国際

輸入博覧会の開幕式で挨拶し、これを「対外開放」の象徴として宣伝し、外資を重視する姿勢を改めて強調している。こうしたプロパガンダの目的は「外資企業からの技術入手」だ。日本がいう「外資誘致」とは目的・意図が違う。

問題はその手段だ。まず中国企業にない技術を有する外資企業に、中国企業との合弁で中国国内で生産させる。中国資本が51%以上の企業からしか購入しないとして、合弁を持ち込むというものだ。そして第2段階は、中国企業による中国ブランドだけを「国産」とするルールにして、パートナーの中国企業に技術が渡るような仕組みにしていく。

政府調達において高性能の医療機器を外資企業が中国で生産しても、「中国製器具」として扱われるわけではない。中国企業が生産する「中国ブランド」が優先され、外資は事実上排除される。中国に先行して進出している独シームエンスや米ゼネラル・エレクトリック（GE）、オランダのフィリップスもこうした苦い経験をしている。

中国がこのような手段を駆使した国産化戦略を急ぐ中に、米中対立の長期化を前提にした覇権争いの本質を見ることができよう。

中国外交の基本方針…
近代化の環境整備

「外交は内政の延長線上にある」とよく言われる。1980年代以降中国は「欧米に追い付き、追い越す」ことを国家目標に掲げた。その結果、対外戦略の基本方針は国家の主権と安全を前提としつつ、近代化の推進に良好な国際環境を作り上げ、国際地位を向上させ、台湾との統一を図っていくこととなった。

前記の方針に合わせて、中国は西側諸国との交流を拡大し、東南アジアなどの近隣諸国との関係を改善し、中印と中ソの和解を図り、途上国との連帯を強化するなど、いわば全方向位外交を進めてきた。その中で、西側諸国、特に米国との関係安定化と交流拡大は中国外交の成否のカギを握る。なぜならば、西側諸国は圧倒的な軍事力、経済力、科学技術力をもち、その対中政策が中国の安全保障と外交環境、国際市場へのアクセス、資金と技術の導入、人材の育成ないし国内政治にも重大な影響を与えるからである。

結論から述べると、中国は長期間にわたり国際環境、特に西側諸国との良好な関係に恵まれてきた。まず、

中国外交は米中対立への対応を中心に目まぐるしい動きを展開している。本稿では、中国外交は何を目指し、米中関係をどう位置付けているのか、米国の対中外交戦略はなぜ「関与」から「抑止」へと転換したのか、中国は重層的な「対中包囲網」に対しいかなる対策を採ろうとしているのか、台湾統一戦略のポイントはどこにあるのかを分析する。

米中対立下の中国対外戦略を
読み解く

唐亮 TANG Liang
早稲田大学 政治経済学部 教授

米国と中国はソ連をけん制するため、70年代初期に和解を果たした。そして80年代以降、中国は近代化を目指し、改革開放路線の推進を始めた。西側諸国は自由主義経済と民主主義の立場、また10億人以上の人口規模をもつ巨大なマーケットへの高い期待から、中国の近代化路線を歓迎し強く支持した。

89年の天安門事件以降、中国と西側諸国は人権侵害、貿易の不均衡、知的財産権の保護、中国市場の開放と台湾問題をめぐってしばしば対立した。クリントン政権では「対中関与戦略」を採用し、対話と交流の拡大によつて外交対立を解決し、中国を米国主導の国際システムに取り込むと同時に、中国の自由化、民主化を促していくこうとした。そして、続くブッシュ政権、オバマ政権もこの戦略を踏襲した。特に、2001年の「9・11テロ事件」や08年の金融危機もあり、米中両国は07年からは閣僚級の経済対話、09年からは戦略・経済対話を行い、定期的な協議によつて懸案事項の解決を図り、協調体制を強化しようとした。

米中関係の安定化を背景に、中国は自由な国際貿易体制にも恵まれてきた。具体的に、中国は豊富な勞

働力と巨大な国内市場を活用しながら、対外貿易の拡大や外資誘致によつて先進国から資金、技術、理念、制度とノウハウなどを導入し、農業国から世界最大規模の製造拠点、最大の輸出国となり、確実に国際競争力を高めてきた。1980年代以降、中国は事実上、自由な国際貿易体制、グローバルゼーションの最大受益国であるといえる。

米国の対中国外交の転換…
「関与」から「抑止」へ

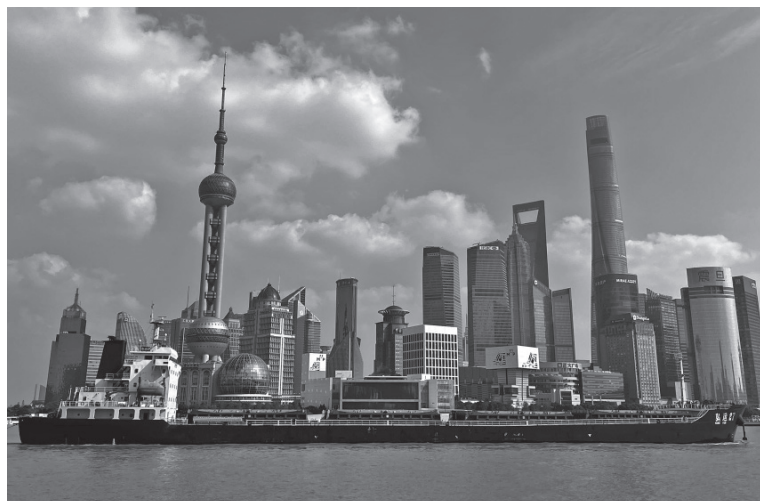
米中経済交流は互恵関係である。米国は航空機、半導体、医薬品などを中国に輸出し、中国からは玩具、アパレル、電子製品などを輸入する。米国は巨大な対中貿易赤字を計上するが、縦の分業体制で優位性を持つ。また、中国からの輸入品は米国の国内生産が採算に合わないだけでなく、多国籍企業が中国の生産拠点で生産したものも多い。さらに、米国は中国への金融投資などからも膨大な利益を稼いでいる。アリババ、百度、ByteDance、BYDなどはいずれも米国投資家による出資率が高い。

しかし、米中間の経済競争から見ると、米国は中国の追い上げに対し

危機感を強めてきた。80年、米中のGDPはそれぞれ2兆8573億ドルと3030億ドルであり、米国は中国の約10倍であったが、21年、両国のGDPはそれぞれ23兆ドルと1兆7000億ドルとなり、その差が約1・3倍に縮まった。さらに、HUAWEIなどの台頭が示すように、中国企業は資金、技術開発、人材と経営ノウハウを蓄積し、米国の競争力は相対的に低下してきた。

中国の経済力が向上する中で、対外進出の動きも活発化し、東南アジア、中央アジア、アフリカや南米での影響力を確実に強めてきた。アジアインフラ投資銀行の設立や「二帯一路」という巨大経済圏の構想はその一例である。軍事面では、中国は最新型兵器の開発と導入で軍事力を大幅に増強し、米国は東アジアでは絶対的な優位性をもはや持っていない。

圧倒的なハードパワー（経済力、軍事力）、ソフトパワー（理念の普遍性、大衆文化の魅力と情報発信力）と外交動員力を持ち合わせることは、覇権国家になる前提条件である。現状を見る限り、中国は上記の諸条件を整えてはいない。経済力、軍事力で米国に及



中国の目覚ましい経済発展の象徴である上海（日中経済協会撮影）

ばないことは言うまでもなく、政治体制への批判が強く、情報の発信力も弱い。他方、中国は発展のスピードが速く、人口規模も米国の約4倍である。その流れが続く場合、中国は米国を抜いて最大の経済大国になることは間違いない。

米中対立の本質は覇権競争と言われるが、両国の戦略は必ずしも同じではない。中国は新興大国として国際政治経済の主導権獲得を目指す

戦するより、国内の発展に注力し、近代化を完成させるほうが得策である。また、発展の勢いがあり、長期的には有利であるとの自信も中国側にある。他方、米国は既存の覇権国家として、中国の急速な追い上げに危機感を深めてきた中で、大きな犠牲を払ってでも、力の優位性が残されているうちにあらゆる手段で中国の台頭を阻止すべきとの声が強まっている。

「対中抑止戦略」の主張は以前からあったが、実施されてこなかった。01年、ブッシュ政権は中国を戦略的な競争相手と位置付けたが、9・11テロ事件の発生で、中東の泥沼化の戦争にエネルギーを消耗した。オバマ政権は中東の戦争から身を引くと、「アジア復帰」の外交方針を打ち出し、中国へのけん制力を入れ始める一方、対中関与戦略を続けた。トランプ政権は対中国外交を「関与」から「抑止」へと転換させた。バイデン政権は外交動員力をフルに生かし、中国への抑止力を強めようとしている。

米国による重層的な「対中国包囲網」

外交の動員能力が中国より遥かに高い。冷戦時代から、西側諸国の多くは米国の同盟国であり、自由主義経済と民主主義といった理念、価値を共有し、経済、外交と安全保障で米国の強い影響下に置かれている。アジア・太平洋地域では、日本、オーストラリア、韓国はいずれも米国の有力な同盟国である。さらに、米国の経済影響力を活用したり、中国との外交対立を利用したりするなど、関係国への働きかけを強め、重層的な「対中国包囲網」を構築しようとしている。

対中経済抑止政策は、大幅な関税引き上げ、対中技術輸出の規制と強化、サプライチェーンの再構築、重要産業の投資制限といった措置から構成されている。その主な狙いは中国経済に深刻な打撃を与え、追い上げを阻止することである。元々、西側諸国は中国の国家資本主義的な体質に不満があり、中国の追い上げに危機感を強めるという点では、米国の立場を共有するため、リスクを恐れ、デカップリング（経済の分断）に賛成しないものの、厳しい対中政策、デリスキング（対中経済依存からのリスク軽減）に同調している。さらに、米国の圧力もあり、米國、オランダ

と日本は先端半導体装置の対中輸出規制について合意した。

安全保障の面では、米国は同盟国との関係強化に動き出している。21年9月、米国、英国とオーストラリアは「オーストラリアへの原子力潜水艦配備」や「安全保障に関するサイバーテクノロジーの強化」を目的に、AUKUSという軍事パートナーシップを発足させた。22年12月、日本政府は中国や北朝鮮の脅威を理由に安保関連3文書を閣議決定し、今後5年間で防衛費を現行計画から1・6倍の43兆円に拡大し、相手の領域内を直接攻撃する能力の保有をも明記した。また、韓国と日本は歴史問題で対立していたが、米国の働きかけで日韓関係は改善の動きが見られ、対中政策でも歩調を合わせてきた。

中国は東シナ海、南シナ海、中印国境紛争といった周辺国との領土紛争問題を抱え、インド、ベトナム、フィリピンと激しく対立している。中でも、インドは最大の人口大国であり、外交、安全保障で中国との競合関係にある。日米は中印の対立を捉え、経済協力などでインドとの関係構築に力を入れてきた。日本、米国、オーストラリア、インドは日米豪印

戦略対話 (Quadrilateral Security Dialogue) を発足し、22年に初のクアド首脳会合を開催し、経済、外交と安全保障で緊密な連携を図っていくことを確認した。23年に入り、米国は軍事基地拡大について、フィリピンと協定を結んだ。

新興国・途上国との協力強化に動く中国

西側諸国のうち、米国の緊密な同盟国は別として、大半の国々は米国への支持を表明しながらも、巨大な中国市場を失いたくはなく、また米中衝突に巻き込まれたいくないのが本音である。欧州外交問題評議会は23年の4月にEU 11カ国で世論調査を行った。米中が台湾問題で衝突が起きた場合、62%は中立を保つべきと答えた。米国と中国を支持すると答える人はそれぞれ25%と5%である。フランスのマクロン大統領は23年4月に訪中し、台湾情勢に関して「米中に追従するのは最悪だ」と表明した。また、同大統領は北大西洋条約機構 (NATO) の東京連絡事務所開設案に対しても反対の意向を示した。

さらに、新興国、途上国のうち、その大多数は米国の対中国抑止戦略

に距離を置いている。まず、大多数の国は経済発展を最重要課題とし、覇権争いとは無縁である。米中衝突は「百害あって一利なし」なのだ。東南アジア諸国の大多数は米中衝突を恐れている。多くの途上国は民主化が期待されていたような成果を得られず、西側諸国のように権威主義の中国モデルを拒否しない。さらに、その一部が人権外交の圧力を受けているため、必ずしも対中人権批判に同調しない。中国は新興国や途上国との経済協力、外交の連携を拡大しようとしている。BRICS 首脳会議、

上海協力機構、中国・中央アジアサミット、中国アフリカ協力フォーラム、中国・アラブビジネス会議は多国間外交推進のプラットフォームとなっている。

中国とサウジアラビアの関係強化はその一例である。中東は世界最大の原油生産地であり、米国との関わりが深く、反米のイランと親米のサウジアラビアはライバルであった。23年3月10日、イランとサウジアラビアは外交関係の正常化に合意した際、中国はそれを仲介した。さらに、サウジアラビアは中国との経済協力を深めている。23年3月、Saudi Aramco は合併と株取得の形でそれ

ぞれ122億ドルと36億ドルを中国に投資すると発表した。6月、中国とサウジアラビアはEVとテクノロジーなどの分野で経済協定を結び、投資額は100億ドルに達した。

米国は西側諸国を中心に強固な同盟国を持つが、ロシア、イラン、北朝鮮などの敵対国も存在している。22年、ロシアはウクライナに侵攻し、西側諸国とロシアの対立は直接対決ともいえる様相を呈するに至った。近代以降、中国は長期間にわたるロシアの侵略を受けていた。中ソは1950年代に同盟を結んだが、60年代に関係が悪化し、国境武力紛争が起きた。90年代以降、中国とロシアは外交関係を改善したが、ロシアは中国の急速な台頭に対して警戒心も強い。しかし、現在、どちらも西側諸国からの強い圧力に直面する中で、中ロ両国は経済、外交と安全保障での協力と連携を強化しようとしている。中ロの戦略的なパートナーシップは決して同盟でないが、厳しい国際環境を乗り越えていくうえで極めて重要な意味を持つ。

台湾問題での米中衝突は避けられるか

米中両国は台湾問題をめぐって対

立を深めている。80年代まで、中国と台湾は全面的に対立していたが、それは国共内戦の延長線にあり、中国の支配権をめぐる戦いであった。92年、中台は窓口を通して交渉を行った結果、「中国は一つであるが、その中身について各自に解釈する」という「92年コンセンサス」に達した。中国は「一つの中国」、台湾側はその自身が中華民国であることをアピールできる政治的妥協であった。

90年代以降、中台の交流は貿易、投資、人的往来で急速に拡大したにもかかわらず、台湾人の中国人アイデンティティと統一志向が大きく弱まり、台湾人アイデンティティと独立志向が強まってきた。特に、若い世代は中国とのつながりが少ないため、「天然独（立）」とも言われる。他方、台湾経済は中国に大きく依存し、中国は巨大な軍事力を持つだけに、統一と独立のどちらでもない現状維持派が最も多い。

2000年以降、国民党と民進党は政権を競い合ってきた。国民党は独立に反対し、「92年コンセンサス」を守ることによって、兩岸の平和と安定、交流拡大を主張する。他方、民進党は独立志向が強く、一つの中国、そして「92年コンセンサス」を拒否

する。その結果、国民党の馬英九政権時代は中台関係が安定し、交流が拡大したが、民進党の政権下においては中国との対立が激しくなった。

米国は台湾問題に深くかかわってきた。朝鮮戦争が勃発してから、米国は共産主義の拡大を防ぐため、その巨大な軍事力で中国による台湾統一を阻止した。米中は1971年に和解を果たし、79年に国交を結んでから、米国は台湾との関係を民間交流に格下げ、Acknowledge（認識する）という曖昧な表現で一つの中国を認めたが、中台関係に介入し続けた。具体的に、米国は台湾との政府間交流を制限し、中国に対し台湾への兵器売却の減少を約束したほか、陳水扁政権による台湾独立の動きに対し明確な反対を表明してきた。他方、米国は対台湾関係法を制定し、中国による武力統一に反対し、台湾に兵器を提供している。

言い換えると、長い間、現状維持は米国の対台湾政策の基本方針であった。中台の分断で米国は台湾をカードとして中国をけん制できる。中台関係の安定で、米国は武力介入によるリスクを避けることが可能である。しかし、対中戦略は「関与」から「抑止」へと転換し、中国への

圧力強化が目的となるため、米国の対台湾政策は政府間交流への格上げと拡大、兵器売却の性能向上と規模拡大、軍事訓練の再開、台湾海峡への空母派遣などで従来の現状維持

から台湾独立志向の民進党政権寄りへと動いた。台湾独立の支持者は米国の強い支持を得て、反中の機運が一層盛り上がっている。

元々、中国は蔡英文政権に対し、武力増強などでその独立志向をけん制しようとした。米国政府と蔡英文政権が連携を強めていくと、中国は米国が約束に違反すると考え、より大規模な軍事演習を展開してくる。ペロシ下院議長長の台湾訪問への対応はその例である。ただ、中国にとっても独立を阻止するため、武力行使を辞さない姿勢を示しているとはいえず、武力による統一のコストが高すぎる。巨額の軍事費だけでなく、命の犠牲、経済や社会への破壊をも考えなければ



二大大国の対立は世界にも大きな影響を与える（日中経済協会撮影）

ばならない。また、米国などの武力介入の可能性もあり、勝算がどこまであるかを考えなければならぬ。したがって、当面の課題は全力で独立を阻止すると同時に、国内の発展に注力し、統一に向けた内外環境を整えていくことである。

経済分断をはじめ、特に直接対決のリスクはあまりにも高すぎる。また、国際社会の懸念も強まっている。最近、米国の高官は相次いで中国を訪問し、リスク管理の方法や外交関係安定化について話し合いを行い、バイデン大統領と習主席との首脳会談につなげていくとしている。しかし、ともにナショナリズムが高まっている中で、大きな妥協は難しい。

史上最高となった2022年の
対外貿易総額

2022年、中国の貿易総額は6兆3096億ドル（前年比4.4%増）となり、うち輸出総額は3兆5936億ドル（同7.0%増）、輸入総額は2兆7160億ドル（同1.1%増）と、輸出が大きな伸びを見せ、8776億ドルの貿易黒字（同29.7%増）となった。

商務部は23年2月に行った記者会見において、22年の中国の貿易の特徴について以下のポイントを挙げています。

- ①貿易総額が史上最高となり、6年連続で世界最大の貿易国となった。総額に占める民营企业の輸出入額が増加し、人民元ベースで60.8%（同3.2%増）を占めた。また、RCEP加盟国への輸出が前年比17.5%増加したほか、「一带一路」沿線国との貿易額が全体の32.9%となり、21年から3.2ポイント増加した。
- ②電気自動車、太陽光発電製品、リチウムイオン電池などのハイテク、高付加価値、エコ型商品が輸出の新たな成長分野となった。
- ③サービス貿易を含む貿易のうち、輸出のGDP成長率への寄与度は

2022年、中国の貿易総額は史上最高額を記録し、6年連続で世界最大の貿易国となった。しかし、23年上半期の貿易額は、対前年比で輸出・輸入ともに減少し、下半期の動向にも注目が集まっている。また、中国の対外経済政策の中で、中国の外資利用や対外投資も国内経済に大きく影響してくることから、中国経済をウォッチする上でも欠かせない。本稿では、中国の貿易および投資の現状ならびに政策を確認し、23年下半年以降の展望を考察する。

貿易、投資から見る中国の 対外経済展望

佐々木 悠子 SASAKI Yuko
一般財団法人日中経済協会 調査部・総務部 主任

17.1%となりGDP成長率を0.5ポイント押し上げた。

また、国別・地域別の貿易額上位の国・地域は表1の通りである。国別では第1位は米国で、貿易額は7594億ドル（同0.6%増）、貿易収支は中国が4041億ドル（同1.9%増）の大幅な黒字であった。一方、対日本の貿易額は、過去最高を記録した21年から140億ドル減（同3.7%減）となる3574億ドルとなり、中国が116億ドルの赤字であった。その他、ロシアの貿易額は1902億ドル（同29.3%増）と過去最高となった。また、最大の貿易相手であるASEANとの貿易額が9753億ドル（同11.2%増）と大幅に増加した。海関総署は23年1月の記者会見でその理由について、RCEP発効により産業チェーンがより緊密になったことや、鉄道など輸送設備の利便性の向上、とりわけ21年末に開通した中国・ラオス間の鉄道が輸送力アップに大いに貢献したことなどを挙げている。

商務部は22年の貿易について予想以上に好調であったと評価し、

表1 2022年中国の国別・地域別貿易額上位10カ国・地域

順位	国・地域	貿易額 (億ドル)	前年比 (%)	輸出 (億ドル)	前年比 (%)	輸入 (億ドル)	前年比 (%)	収支 (億ドル)
-	ASEAN	9,753.4	11.2	5,672.9	17.7	4,080.5	3.3	1,592.4
-	EU	8,473.2	2.4	5,619.7	8.6	2,853.5	▲7.9	2,766.2
1	米国	7,594.3	0.6	5,817.8	1.2	1,776.4	▲1.1	4,041.4
2	韓国	3,622.9	0.1	1,626.2	9.5	1,996.7	▲6.5	▲370.5
3	日本	3,574.2	▲3.7	1,729.3	4.4	1,845.0	▲10.2	▲115.7
4	台湾	3,196.8	▲2.5	815.9	4.2	2,380.9	▲4.6	▲1,565.0
5	香港	3,053.8	▲15.1	2,975.4	▲15.0	78.5	▲19.1	2,896.9
-	アフリカ	2,820.0	11.1	1,644.9	11.2	1,175.1	11.0	469.8
6	ベトナム	2,349.2	2.1	1,469.6	6.8	879.6	▲4.7	590.0
7	ドイツ	2,276.3	▲3.1	1,162.3	1.0	1,114.0	▲7.1	48.3
8	オーストラリア	2,209.2	▲3.9	788.3	19.0	1,420.9	▲13.1	▲632.6
9	マレーシア	2,035.9	15.3	937.1	19.7	1,098.8	11.8	▲161.7
10	ロシア	1,902.7	29.3	761.2	12.8	1,141.5	43.4	▲380.3

(出所) 中国海関総署の発表をもとに筆者作成

①貿易総額が史上最高となった、②三大貿易パートナー（ASEAN、EU、米国）との貿易の増加、③民营企业による貿易割合が50%を超え、特に輸出は60.8%に達した、④労働集約型製品と機械製品の輸出が増

表2 2023年上半期 中国と主要国・地域別貿易額

国・地域	貿易額 (億ドル)	前年比 (%)	輸出額 (億ドル)	前年比 (%)	輸入額 (億ドル)	前年比 (%)
総計	29,181.7	▲4.7	16,634.3	▲3.2	12,547.4	▲6.7
ASEAN	4,473.3	▲1.5	2,631.6	1.5	1,841.6	▲5.5
EU	3,991.7	▲4.9	2,579.5	▲6.6	1,412.2	▲1.4
米国	3,272.6	▲14.5	2,393.5	▲17.9	879.1	▲3.7
日本	1,570.1	▲11.2	793.4	▲4.7	776.7	▲17.0
韓国	1,534.3	▲16.0	764.0	▲4.6	770.2	▲24.9
香港	1,333.6	▲6.7	1,260.1	▲9.8	73.6	129.6
台湾	1,236.3	▲24.4	322.0	▲24.7	914.3	▲24.3

(出所) 中国海関総署の発表をもとに筆者作成

表3 2023年6月単月 中国と主要国・地域別貿易額

国・地域	貿易額 (億ドル)	前年比 (%)	輸出額 (億ドル)	前年比 (%)	輸入額 (億ドル)	前年比 (%)
総計	5,000.2	▲11.4	2,853.2	▲13.9	2,147.0	▲8.0
ASEAN	773.9	▲11.7	433.0	▲16.9	340.8	▲4.1
EU	688.2	▲8.9	439.6	▲12.9	248.7	▲0.7
米国	566.7	▲19.7	426.9	▲23.7	139.7	▲4.1
韓国	265.8	▲17.5	126.2	▲19.8	139.6	▲15.4
日本	261.0	▲15.0	124.9	▲15.6	136.1	▲14.3
香港	230.4	▲19.2	221.2	▲20.6	9.2	35.0
台湾	223.5	▲19.7	52.8	▲30.7	170.7	▲15.6

(出所) 中国海関総署の発表をもとに筆者作成

①貿易展示会等を開催するなどハイヤーとサプライヤーを結び付ける機会を増やし、貿易拡大につなげる。
②中国の巨大市場の優位性を活かす、国外の高品質な製品の輸入を拡大する。
③越境ECや海外倉庫など新たな貿易形態の発展を促す。
④貿易産業構造の最適化を目指すし、一般貿易の強化に加え加工貿易の中西

部、東北地域への段階的移転を支援する。
次に、23年上半期の貿易総額および中国と主要国・地域ごとの貿易額を見ていく。表2の通り、貿易総額は2兆9182億ドル(前年同期比4・7%減)、うち輸出額は1兆6634億ドル(同3・2%減)、輸入額は1兆2547億ドル(同6・7%減)だった。国・地域別ではASEANが引き続き最大の貿易相手となり、貿易額は4473億ドル(前年比1・5%減)、うち輸出額は2632億ドル(同1・5%増)、輸入額は1842億ドル(同5・5%減)であった。また、品目別では輸出額ではアルミニウムが前年同期比31・6%減、自動データ処理設備が同24・3%減、携帯電話が同14・8%減と大幅に減少した一方、自動車(シャーシを含む)は同108・1%増とおよそ2倍に増加した。輸入額では、銅が同22・7%減、自動データ処理設備が同29・4%減、集積回路が同22・4%減となった一方、石炭は同49・2%と大きく伸びた。
なお、上半期の貿易を月別で見ると、輸出額のうち3月(前年同月比0・5%増)、4月(同2・5%増)、5月(同0・3%増)はわずかに増

加が見られたが、貿易総額と輸入額の前年同月比は軒並み減少した。特に6月単月では、香港からの輸入を除く全ての主要貿易相手からの貿易額、輸出額、輸入額が前年同月比で2桁の大幅減少となった(表3)。中でも米国との貿易額は同19・7%減、輸出額は同23・7%減と減少幅が非常に大きかった。これは、米国の中国に対する輸出規制や輸入の追加関税の影響と見られる。
海関総署は23年7月の記者会見にて、23年上半期は複雑で厳しい外部環境の中、安定の中の成長という方針を守りながら貿易は質の高い発展を続け、おおむね想定通りの結果となった、とした。その特色として、①貿易総額は人民元ベースで初めて20兆元を突破した、②民営企業による貿易割合が引き続き増加し、人民元ベースでの貿易割合が52・7%となった、③「二帯一路」沿線国との貿易額の伸び率が全体の伸び率を上回った、④機械製品の輸出割合が上昇した、⑤エネルギー、鉄・アルミニウムなどの金属原料、肉類・魚類の輸入が増加したとする5点を挙げた。
◆下半期の貿易の見通し
前述の23年7月の海関総署の記者会見では23年下半期の展望について、

加、中でも新エネ車の輸出増加が著しい、⑤サービス貿易の貿易額が増加した、と総括した。
厳しい状況下にある23年の対外貿易

◆23年の貿易重点政策と上半期の実績

商務部は23年2月の記者会見において、世界経済の下振れリスクが高まり、外需の伸びの大幅な鈍化、国際的

なサプライチェーンの構造変化の加速などの要因から、23年の世界の貿易環境は極めて厳しくなるとの見通しを示した。厳しい世界情勢の中、中国は国内経済安定のためさらなる貿易規模の拡大を目指すとし、貿易主体(貿易に従事する組織や個人を指す)の活性化や対外貿易法の改正を行うと表明した。記者会見で示された23年の貿易の重点政策は以下の通りである。

①貿易展示会等を開催するなどハイヤーとサプライヤーを結び付ける機会を増やし、貿易拡大につなげる。
②中国の巨大市場の優位性を活かす、国外の高品質な製品の輸入を拡大する。
③越境ECや海外倉庫など新たな貿易形態の発展を促す。
④貿易産業構造の最適化を目指すし、一般貿易の強化に加え加工貿易の中西部、東北地域への段階的移転を支援する。
次に、23年上半期の貿易総額および中国と主要国・地域ごとの貿易額を見ていく。表2の通り、貿易総額は2兆9182億ドル(前年同期比4・7%減)、うち輸出額は1兆6634億ドル(同3・2%減)、輸入額は1兆2547億ドル(同6・7%減)だった。国・地域別ではASEANが引き続き最大の貿易相手となり、貿易額は4473億ドル(前年比1・5%減)、うち輸出額は2632億ドル(同1・5%増)、輸入額は1842億ドル(同5・5%減)であった。また、品目別では輸出額ではアルミニウムが前年同期比31・6%減、自動データ処理設備が同24・3%減、携帯電話が同14・8%減と大幅に減少した一方、自動車(シャーシを含む)は同108・1%増とおよそ2倍に増加した。輸入額では、銅が同22・7%減、自動データ処理設備が同29・4%減、集積回路が同22・4%減となった一方、石炭は同49・2%と大きく伸びた。
なお、上半期の貿易を月別で見ると、輸出額のうち3月(前年同月比0・5%増)、4月(同2・5%増)、5月(同0・3%増)はわずかに増

主要国のインフレ率が高水準にとどまっていることや地政学的リスクなどの要因から外需の回復に期待することは難しく、貿易は大きな圧力に直面すると述べる一方、中国経済が回復傾向にあるとのファンダメンタルズに変わりはなく、貿易の質の高い発展を実現する条件はそろっている、との見解を示した。

22年5月、国務院は各省政府や政府機関に向けて「安定を維持し質を向上させる貿易促進に関する国務院弁公庁の意見」を発表し、その中で、貿易企業の支援、貿易品の輸送促進のための物流の円滑化、海運物流機能の強化、越境ECの発展促進強化など13項目について意見を述べている。また、23年3月の李強総理の就任記者会見では、「対外開放は基本政策であることを改めて強調する」、「23年、中国は国際的な経済貿易ルールと紐づけさらに改革開放を進めていく」と発言し、さらに23年4月7日に開催された国務院常務会議では、安定した雇用の確保と質の高い発展のため、貿易規模を安定させ構造の最適化を推進するための政策措置を検討したと発表した。

一方、7月3日に商務部と海関総署は、半導体の材料であるレアメタル

のガリウム、ゲルマニウムなどの輸出規制を8月1日より実施すると発表した。「輸出入管理法」、「対外貿易法」、「税関法」に基づき、商務部の許可がなければ輸出することは禁じられ、その目的は国家の安全と利益の保護のためとしている。半導体などハイテク技術分野をめぐっては、米国が中国に対する半導体製品の輸出規制を強化するなど米中間で対立が続いている。また、日本も7月23日より、先端半導体製造設備の対中輸出規制措置を実施すると発表しており、今回の中国の輸出規制は日米に対抗しての措置と思われる。

23年下半期は、ゼロコロナ政策緩和によるリベンジ消費も一段落し、中国の内需は厳しい状況が続くと思われる。対外開放の拡大を図る一方、経済安全保障を見据えた規制強化の動きもあり、安定した貿易規模の維持と貿易構造の最適化をどのように図っていくのか注目される。

安定的な伸びを示した22年の外資利用

商務部は23年1月18日、22年の中国の外資利用額（実行ベース）を発表した。人民元ベースでは1兆2327億元（前年比6・

3%増）、ドルベースでは1891億ドル（同8・0%増）となり、安定的な成長を維持した。

業種別に見ると、製造業の外資利用額は3237億元（前年比46・1%増）で、外資利用額全体の26・3%を占めその割合は21年から7・8ポイント増加した。ハイテク産業は前年比28・3%増、割合は全体の36・1%となり、21年から7・1ポイント増加した。ハイテク産業のうち、電子・通信設備製造業が56・8%、科学技術成果転化サービス業が35・0%、情報サービス業が21・3%、それぞれ前年比で増加した。

投資元を国別・地域別に見ると、主要国からの投資が安定的に増加し、韓国（同64・2%増）、ドイツ（同52・9%増）、英国（同40・7%増）、日本（同16・1%増）などが伸び率の高い国となった。また、EUからの投資は前年比92・2%と大きく増加したほか、「一带一路」沿線国、ASEANからの投資額も前年比17・2%、8・2%、それぞれ増加した。

中国国内への投資先を地域別に見ると、中部、西部地域の外資利用額は、前年比21・9%、14・1%、それぞれ増加し、全国平均の6・3%

を大きく上回った。中でも、山西省は同229・6%増、河南省は同119・8%増と著しい伸びを示した。

また、大型投資案件が増加し、契約額が1億ドルを超える大型プロジェクトが占める割合は53%に達し、外資利用額の合計は、6535億元（前年比15・3%増）にのぼり、安定した外資導入の支えとなった。

2月の商務部の記者会見では22年の対中投資のポイントについて、新型コロナウイルス感染症の蔓延、世界経済成長の減速、投資保護主義の台頭など、多くの不利な要因があったにもかかわらず、投資規模の拡大、投資構造の最適化、投資の質の向上が実現し、マクロ経済状況の安定化に寄与した、と強調した。

低迷する23年の対中直接投資

商務部の発表によると、23年1～5月の中国の外資利用額（実行ベース）は、人民元ベースでは5748億元（前年比0・1%増）、ドルベースでは844億ドル（同5・6%減）となった。商務部はこの結果について、比較の対象となる22年1～5月は大型プロジェクトへの外国からの投資が集中し投資額がドルベースで過去最高水準

であったこと、最近の人民元安傾向の2点を理由として挙げた。なお、1〜5月に全国で新たに設立された外商投資企業は1万8352社にのぼり、前年同期比38.3%増と急速に伸びた。

23年の対中投資政策と外資誘致活動

2月の商務部の記者会見では23年の対中投資の展望について、世界経済は低迷しており、様々な成長に不利な要因が存在するため、中国への投資誘致に際しても状況は非常に複雑で

厳しい、と述べた。国連貿易開発会議(UNCTAD)が1月に発表した報告では、23年の世界投資は巨大な下方圧力に直面すると指摘している。

しかし、中国経済のファンダメンタルズは安定しており、巨大な市場、完備された工業体系、豊富な人的資源、持続的に改善されていくビジネス環境など、投資誘致の総合的な優位性を備えていることから、多くの外国投資家は依然として中国への投資に意欲を持っていると中国側の期待は大きい。中国は23年も、積極的に外資を誘致し、「量的」にも「質的」にも向上し、新たな発展パターンの構築と質の高い発展の促進に寄与できるとしている。

3月に開催された第14期全国人民

代表大会(全人代)では、外資の誘致を積極的に行うことが示され、外資市場参入規制の緩和、外資企業の内国民待遇の適用の徹底、CPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定)など経済連携協定への加入交渉の積極的な推進、世界基準に照らした制度的開放の拡大、外資企業の支援強化などが目標として掲げられた。

なお、22年3月、国家・発展改革委員会と商務部は「市場参入ネガティブリスト(2022年版)」を公表した。21年10月には意見募集稿が発表されたが、正式には公布されることはないまま22年版の公表に至った。リスト中の参入禁止類と参入許可類の数は21年版の意見募集稿から変更はなかった。20年版と比較すると、禁止項目に新たに新聞・メディア関連産業項目が追加されたほか、市場参入に審査許可が必要な参入許可類が7項目削減され、自由な投資が制限される分野は117項目となった。ただ、23年に入ってから目立った具体的政策は出されていない。

一方、日本では中国の地方政府による投資説明会や交流会が頻繁に開催され、当協会も数多く協力・後援をしており、その数はコロナ禍以前より

りも多くなっている印象を受ける。地方の省市は外資誘致に積極的であり、対中投資主要国も中国の内需への期待から、今後も対中投資を続けていくものと思われる。

中国の対外投資と「一带一路」沿線国の期待

商務部、外貨管理局の発表によると、22年の中国の対外直接投資額は人民元ベースで9854億元(前年比5.2%増)、ドルベースでは1465億ドル(同0.9%増)であった。投資先は160の国・地域の海外企業6430社にわたり、累計投資額は7859億元となり前年比で7.2%増加した。中でも、一带一路沿線国への非金融分野への直接投資は人民元ベースで1411億元(同7.7%増)、ドルベースで210億ドル(同3.3%増)となり、22年の投資額全体の17.9%に達した。

また、23年上半年期の対外投資も引き続き増加しており、非金融分野での直接投資額は人民元ベースでは4316億元(同22.7%増)、ドルベースでは623億ドル(同14.8%増)となった。そのうち、一带一路沿線国への非金融分野への直接投資額は人民元ベースで802億

元(同23.3%増)、ドルベースでは116億ドル(同15.4%増)と大幅な伸びを示し、投資額全体の18.6%を占めた。

中国の対外投資については、22年は中国・ラオス鉄道やハンガリー・セルビア鉄道といった主要プロジェクトが順調に進展し、一带一路沿線国の経済協力区への投資額は累計で3979億元に達し、42万1000人の雇用を創出したという。一带一路沿線国にとっても、中国の投資によるインフラ整備や多くの雇用創出は魅力的であり、23年も投資は引き続き増加していくものと考えられる。

おわりに

近年のデータ越境移転や輸出管理の強化、さらには23年7月に改正・施行された「反スパイ法」などの運用に対する諸外国の懸念・不安が高まっていることに加え、世界的な経済情勢の弱含みなどもあり、今後の中国との貿易と投資の流れは決して楽観視できるものではない。23年下半年の経済政策は国内、対外ともに難しい選択を迫られる。引き続き中国の貿易・投資の動向について注視していきたい。



米

中の対立により、人権問題や台湾・南シナ海などの地政学的リスクが高まり、2010年以降、米中国企業に対する制裁を強化し、さらに18年以降は貿易摩擦がエスカレートした。同様に、EUとのあいだでも人権問題への対立が顕著化し、2010年代以降は不公正な貿易措置や知的財産権の侵害、市場への不公正なアクセスに対する措置が取られた。また、ロシアのウクライナ侵攻を受けて、EUは米

国と連携し、中国との距離を置く姿勢に傾く。こうしたことで、今後中国の国際貿易における欧米の割合が徐々に減少していくことが見込まれる。

その結果、中国がこれまで進めてきた「一带一路」(The Belt And Road Initiative、BRD)を中心とする広域経済圏構想を見直す段階に入った。交通・物流の視点から見た場合、かつての欧米重視から、「地域的な包括的経済連携」(Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement、RCEP)の締結国(ASEAN、日韓)に加え、中央アジア、ロシアなどの近隣国に軸足をシフトしていく動きがみられる。

1. 海の「一带一路」拡張における方向転換

まず海上ルートの開拓を意味する「一

「一带一路」による中国の対外物流へのアプローチが大きく変わろうとしている。海ではこれまで海外港湾の運営権の取得件数が急減し、代わりにアジア地域やASEAN、日韓、ロシアとの間の新規海上航路を増やす動きがみられた。陸においては、中国とCIS諸国、ASEANとの間の鉄道の整備拡張、コロナ禍後の道路貨物輸送の急回復がみられた。本稿では、国際貿易の変化に合わせて進展している周辺国を中心とした物流インフラの接続の強化、物流ルートの多様化について解説する。

中国の対外物流 —海と陸からのアプローチ

町田 一兵 MACHIDA Ipppei
明治大学 商学部 教授

路」について中国は、インドネシア、シンガポールをはじめ、インド、スリランカ、アフリカを通過して欧州までの海上輸送ルートの新規開拓および強化を念頭に壮大な国際交通ルートの整備構想の二環として、19年までに中国招商局および中国遠洋運輸集団の2社(いずれも国有企業)を中心に海外港湾の運営権取得などを進めてきた。

しかし、米中関係の悪化、EUの中国に対する警戒心の強まり、長引くコロナ禍の影響もあり、欧米を中心に進めてきた港湾運営権の獲得は20年に中断し、以降件数は急減している。

その間、新たに港湾運営権を獲得した先進国の事例ではドイツのハンブルグ港のみで、その他は獲得先がアジア、アフリカ、南米などにシフトしている(表1)。

2. 積極的な新規航路開設

他方、中国各地の港湾から海上航路の新規開設が加速している。その場合でも、アジア地域、とりわけASEANおよび日韓に集中している傾向がみられる。なお、ロシアとの間の新規海上航路10本のうち、8本は22年3月以降、つまりロシアによるウクライナ侵攻後に新規開設された航路であり、ロシアのウクライナ侵攻によって急速に強化された中間貿易を反映した動きである(表2)。

3. 続く国際鉄道貨物輸送の拡張と目的地の多様化

前述の「二路」の展開が大きく転換したことに対し、「二帯」を代表する陸路交通ルートの整備拡張は一貫して進められている。代表的な動きはチャイナ・ランドブリッジ(CLB)と呼ばれる中国発欧州行きの鉄道貨物輸送ルートの拡張である。

13年に比べ、21年に中国発欧州向けの総輸送額が1.7倍、総輸入額が1.5倍に拡大したなど、中国にとって欧州との貿易の重要度が高まっている。

特に中国の輸出において、欧州向けが全体の2割超(21年)を占め、中国/欧州間の貨物輸送ルートの強化もその流れを汲んだ現れである。一方、コロナ禍において、輸送モード別に中国発着の国際貨物自動車輸送、国際航空貨物輸送が急減したことに対し、船舶と鉄道による国際貨物輸送は持ちこたえ、とりわけ鉄道貨物輸送は22年から再び増加傾向に転じた。これは世界的な船舶輸送力の不足および海上コンテナ不足による海上運賃が高騰した^{注1)}ことに関連し、これまで割高だった国際鉄道輸送運賃との差が急速に縮み、かつこれまでのCLBの定時率や安全性が評価されたことで、一気

表1 近年の主な中国企業による海外港湾の買収・投資事例

日付	主な内容	ニュース出所
2013年2月	パキスタンがグワダル港の運営権を中国海外港口東有限公司に委譲	中国青年報 2013年02月20日付
2015年9月	コスコ・パシフィックなどの中国企業連合がトルコの Kumport コンテナターミナルの発行済み株式の65%を買収	https://www.unitrans-group.com/newsinfo.aspx?id=2674、2020年8月11日アクセス
2016年4月	コスコ（中国遠洋海運集団）がギリシャのピレウス港所有権の67%を買収	http://business.sohu.com/20160409/n443741539.shtml、2020年8月11日アクセス
2017年6月	コスコ子会社のコスコ・ SHIPPING・ボーツがスペインの Noatum コンテナターミナルの51%の株式を買収	現代物流報 2017年6月14日付
2017年7月	中国招商局がスリランカ・ハンパントタ港の運営会社を買収、99年の使用権を取得	大公報 2017年7月26日付
2017年8月	中国港湾連合がカメルーンのクリピコンテナターミナルの25年間の経営権を取得	中国水運報 2017年8月2日付
2017年8月	江蘇省の企業連合がアブダビ港に3億米ドルを投資	中国水運報 2017年8月2日付
2018年1月	コスコがベルギーの Zeebrugge 港の所有権を買収	大公報 2018年1月24日付
2018年2月	中国招商局がブラジルのパラナグア港運営会社の株式90%を購入	http://news.sina.com.cn/o/2018-02-24/docifyrwnsw7917504.shtml、2020年8月11日アクセス
2018年12月	ミャンマーのチャウピュ深水港の利用協議を行い、中国側70%で筆頭株主	人民日報海外版 2018年11月9日付
2018年12月	コスコがアブダビのふ頭で操業開始	大公報 2018年12月11日
2019年5月	コスコがペルーのチャンカイ港の発行済み株6割を購入	https://www.sohu.com/a/314134481_175033、2020年8月11日アクセス
2019年11月	中国招商局が CMA CGM 社がアジア、欧州、中東およびカスピ海地域に所有する10カ所のふ頭を買収	中国水運報 2019年11月29日付
2019年11月	青島港がコスコと提携し、アブダビの埠頭に投資	同上
2019年12月	コスコ海運港湾がイタリアのバド港（コンテナターミナル）で操業開始	中国水運報 2019年12月18日付
2021年2月	コスコ海運港湾、ハンブルグ港のコンテナ埠頭35%の権益を購入	文匯報 2021年9月22日付
2021年9月	コスコ海運港湾がサウジアラビアのジェッタ港埠頭に20%出資	中国水運報 2021年2月1日付
2021年9月	上海港湾集団、イスラエルのハイファ港に投資・運営開始	新民晩報 2021年9月2日付
2021年11月	タイのレムチャバン港、中国港湾工程と Gulf Energy Development の JV でレムチャバン港の2パースを建造し、35年の運営権を持つ	自由時報 2021年11月27日付
2022年5月	南米ペルーチャンカイ港にコスコ出資	現代物流報 2022年5月23日付
2022年9月	ドラレ多目的港 / ジブチ、2017年中国招商局投資運営に関与、取扱能力倍増に	工人日報 2022年9月23日付
2023年1月	西アフリカ最大規模港湾、 Lekki Deep Sea Port、中国港湾工程有限公司投資、建設、運営。年間処理能力120万TEU、運営開始	湖南日報 2023年1月25日付
2023年3月	コスコ海運港湾は、エジプトの Ain Sokhna Port の新しいコンテナターミナルの25%の株式を約3億7500万ドルで取得	Chinadaily2023年3月17日

(出所) 各種新聞・雑誌により筆者整理、作成

表2 地域別・国別の中国発着新規海上航路の開設

新規航路目的地	本数
ASEAN	13
ロシア	10
日本	6
韓国	5
欧州	4
北米	4
中東	2
南米	2
南アフリカ	2
オーストラリア	2
トルコ	2
アフリカ	1

(注) 2020年3月23日～2023年6月末まで。
(出所) 筆者の各新聞およびネットニュース記事による集計

に利用が増える結果となった(図)。しかし、ロシアによるウクライナ侵攻以降、欧州の大手フォワーダーがこれまでのロシア / ベラルーシ経由のCLBルートの利用にリスクを感じ、ロシアを経由しないルートを検討し始めた。その際、急速に注目を集めたのは「ミドル・コリドー(中央回廊)」経由のCLBである。

ミドル・コリドーは、主にカスピ海経由の中国と中央アジア、トルコまでを鉄道 / 水運による一貫輸送で結ぶルートである。この地域は、中国およびカザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、ウズベキスタン、トルクメニスタンのCIS5カ国やコーカサス3カ国(アゼルバイジャン、ジョージア、アルメニア)を含み、中国と欧州の間に綿々と広がる地域である。22年に中国発ロシア経由で欧州に運ばれた貨物量が21年より7%増にとどまったのに対し、ミドル

ルムチ発カザフスタンのアクタウ港 / クリク港経由と平行し、カシユガル発トルクメンバシ港経由での欧州向けの輸送ルートの利用も増える見込みである。

5. ASEANとの陸上交通インフラの連結強化

欧州に向けての陸上ルートの整備

ル・コリドー経由の貨物量は4・7倍増^{注4}と、ロシアを経由しないCLBルートの利用は確実に進んでいる。

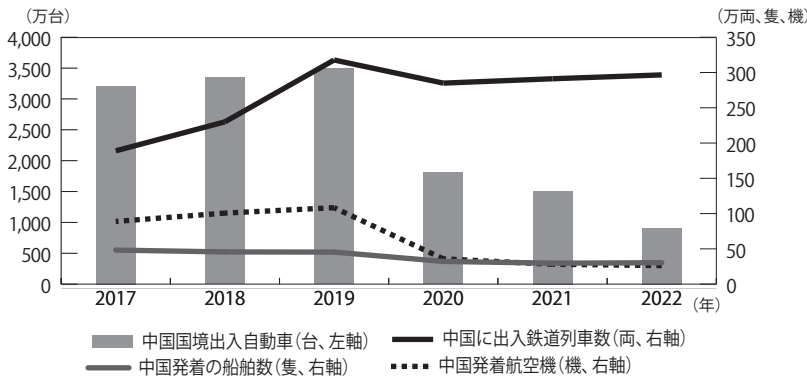
4. 新たな国際物流ハブ拠点となるカシユガル

さらに、中国は欧州へのアクセスの強化をにらみ、現在ウルムチからの発着以外に、カシユガルからキルギスタン・ウズベキスタン・トルクメニスタン経由のルートの整備を進めている。

現在、カシユガルからキルギスタン・ウズベキスタンまでの鉄道はまだないものの、ロシアの同意を得て、「中国・キルギスタン・ウズベキスタン鉄道」の事業化調査が22年9月から着手され、23年にも着工を予定している^{注5}。

上記鉄道が開通すれば、中国からトルクメンバシ港までの距離が現在のウルムチ発よりも大幅に短縮され、カシユガルの物流ハブ化が一気に進む。既存のウルムチ発カザフスタンのアクタウ港 / クリク港経由と平行し、カシユガル発トルクメンバシ港経由での欧州向けの輸送ルートの利用も増える見込みである。

図 2017～22年の中国発着の各国際輸送モードの推移



(出所) 中国税関公表数値による集計

表3 2023年1～5月の中国発着の各国際輸送モード出入数

	2023年1～5月	去年同期	前年比増加率 (%)
中国国境出入自動車台数 (台)	11,376,428	4,075,839	179.1
中国に出入鉄道列車数 (両)	1,922,440	1,402,048	37.1
中国発着の船舶数 (隻)	175,864	144,430	21.8
中国発着航空機 (機)	201,553	134,607	49.7

(出所) 中国税関公表数値による集計

その先、タイとの接続による鉄道貨物が一層増える見込みである。また、20年にラオス政府がベトナム政府とラオス首都ビエンチャンからベトナム北中部ハティン省のブンアン港までの新規鉄道建設に合意した。総距離555キロ(ラオス区間452キロ、ベトナム区間103キロ)で時速150キロ、開発にかかる投資総額は50億ドルの見込みである。重要なのは中国の軌幅と同じく標準軌を使用する予定である。よって、当該鉄道が開通後、中国昆明からベトナムの中部港湾まで積み替え無しで鉄道輸送が可能となる。

拡張と同時に、沿海、内陸を問わず ASEAN との間の長距離大量輸送モードの整備にも力を入れており、とりわけインドシナ半島に積極的に鉄道や道路を伸ばしている。21年12月に昆明～ビエンチャン鉄道が開通し、中国～ASEAN間の鉄道貨物輸送の動きが一気に高まった。これまで中国は北朝鮮を除き、隣国と全く異なる鉄道幅だったが、中国・ラオス間鉄道(中国昆明～ラオス首都のビエンチャン)は中国と同じ標準軌を使い、鉄道インフラ整備も中国がラオス国内の区間(およそ420キロ)の総事業費の7割を負担し、ラオスの建設費の大半も中国の政府系金融機関からの借入であり、中国主導で行ってきた。運営も共同出資した会社「老中鉄路公司」(Laos - China Railway Company Limited) によって行われているなど、中国主導による国際鉄道の建設・運営の最初のケースとなった。

開通から23年6月3日までに既に鉄道貨物2100万トンが輸送された。その先、タイとの接続による鉄道貨物が一層増える見込みである。また、20年にラオス政府がベトナム政府とラオス首都ビエンチャンからベトナム北中部ハティン省のブンアン港までの新規鉄道建設に合意した。総距離555キロ(ラオス区間452キロ、ベトナム区間103キロ)で時速150キロ、開発にかかる投資総額は50億ドルの見込みである。重要なのは中国の軌幅と同じく標準軌を使用する予定である。よって、当該鉄道が開通後、中国昆明からベトナムの中部港湾まで積み替え無しで鉄道輸送が可能となる。

さらに、これまで中国の多数の都市で中国/ラオス・ベトナム間の鉄道貨物便が開通された。これらのうち、同時に欧州向けのCLBの始発都市も多く、それぞれの都市を国際鉄道トランジット貨物の中継拠点としてASEAN発欧州までの長距離鉄道貨物の輸送が可能となる。

6. 急速な勢いで回復する国際道路輸送

コロナ禍後、中国発着の国際道路貨物輸送も急速な回復をみせている。国際道路貨物輸送は、これまで主に二国間協定に基づく国際道路貨物輸送で、限定的な貨物輸送の試みにとどまったが、16年7月に中国の国際道路運送条約(TIRR条約)加盟で状況が大きく変わった。TIRRとは「Transports Internationaux Routiers」の略で、国際道路輸送、道路走行車両による多国間貨物輸送を容易にするために結ばれた通関条約(TIRR条約)である。欧州や中央

アジア諸国の大半、中国・ロシア・モンゴルなどがTIRR条約加盟国となっている。16年8月に天津発モンゴル(ウランバートル)経由ロシア(ウラン・ウブ)のデモ輸送を行い、17年4月に3カ国がTIRR条約に基づく国際道路輸送基準の設定に合意したことで、中国発着の国際道路貨物輸送が大きく前進した。国際道路貨物輸送の潜在性は大きい。ウラジオストク発貨物が大連に到着するまで、これまでの海運会社経由では3週間ほどかかるが、貨物自動車によるドア・ツー・ドア輸送なら4日で済む。同じく天津からウランバートルの場合も、鉄道輸送なら10日ほどだが、道路輸送では3日で到着する。など、貨物自動車の国際輸送はより商業ベースに適合する形で国際貿易に受け入れやすくなる。国際道路貨物輸送の活発化に連れ、陸続きの中西部地域を中心に新たな国際貿易ルートの開拓が予想される。

実際、コロナが流行するまで、中国の国際輸送に関わる貨物自動車の台数が増え続けていた。23年上半期の経過をみると、全ての輸送モードが前年比2桁以上の増加の中、自動車の出入は対前年比179.1%増となるなど、最も急速な勢いで回復・発展している(表3)。一方、22年4月9日より、EUはロシ

アの制裁措置として、EU域内におけるロシア・ベラルーシナンバーの貨物自動車の通過・走行を禁止した。それにより、これまで最も利用されてきたロシア経由の国際道路輸送ルートの運行に大きな支障を来した^{注14}。ここでも22年からロシア／ベラルーシを経由しないカスピ海ルートが急ピッチに検討されるようになった。当該ルートにおいて、道路交通インフラの整備の遅れや通関手続きなどの課題があるものの、23年に入り、中国発イルクースタン税関経由で初のカスピ海ルートTIR輸送が確認された^{注15}。

現在、TIR条約の締約国は世界で76カ国、欧州と中国の間に位置する国々はほとんどメンバー国である。TIRの認可書に割り当てがあり、数量的制限はあるものの、TIR貨物が各国を通過する場合、出発国の税関から目的地の税関まで、各国の税関はTIR証明書的情報を確認し、車両の税関シールを確認するだけで、検査のために箱を開けずに直接輸送車両を通行させる。そのため、企業は巨額の通過保証金を支払う必要がなく、貨物輸送の港での滞在時間の短縮のみならず、輸送コストの低減と通関の効率化が実現できる。

なお、TIR保持者は1回情報を送信するだけで、関連データは各国の税関が個別に受信し、税関は関連する

TIR操作情報を国際道路交通連合にフィードバックし、通関時間が短縮するなど、通関効率を向上させることができる。

7. まとめ

中国税関総署が公表した数値によれば、23年1～6月の中国国際貿易額が前年比2・1%増にとどまり、うち、米国の貿易額が8・4%減、EUとの貿易額が1・8%増^{注16}であったのに対し、「二帯一路」沿線国家との貿易額が9・8%増^{注15}、ASEANとの貿易額が5・4%増^{注16}、CIS5カ国

との貿易額が34・2%増^{注17}となった。米国の貿易摩擦がエスカレートし、EUも中国との距離を取り始めた中、ASEAN、CIS諸国など、欧米以外の国々との貿易を強化する姿勢は明らかである。

それに合わせ、中国の物流の発展も従来の欧米重視を見直し、海上輸送において、欧米以外の港湾との関係性の強化や新規航路の開拓に力を入れ、陸上では周辺国を中心に鉄道・道路の接続強化にシフトしている。今後の欧米とのさらなる関係悪化に備えた動きがみられると同時に、ロシアとの経済的結び付きが強化するに連れ、ロシアとの物流インフラ整備が一層強化される見込みである。



ホルゴス通関ゲートで中国入国待ちのTIR貨物自動車(カザフスタン側) 筆者撮影(23年3月7日)

注1：中国遠洋運輸海運集団が21年にドイツのハンブルグ港のコンテナ港権益の一部の買収を希望したが、その承認はドイツ政府で幾度も再検討され、23年5月にようやく出資比率を下げた買収を認めた(35%→29%)。

注2：<https://www.jpmaac.or.jp/relation/container/>、主要航路コンテナ運賃動向20～23年を参考に、23年6月30日アクセス。

注3：EUはロシア経由の国際トランジット貨物を禁止して以来。

注4：23年3月6日Schenker

Kazakhstan LLPのアップデート内容を整理。

注5：<https://news.sifeng.com/c/8N6ZUKw9CF>、23年6月9日アクセス。

注6：<https://www.3nhk.or.jp/news/html/20211203/k10013374011000.html>、23年6月16日アクセス。

注7：http://ksinacn.com/article_1667821284_6368ee40200199bv.html、23年6月22日アクセス。

注8：<https://www.jetto.go.jp/biznews/2022/04/893a50c426ed2818.html>、23年3月13アクセス。

注9：<https://www.railjournal.com/infrastructure/ppp-proposed-for-first-section-of-vietnam-laos-railway/>

注10：<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1617161753463163938&wfr=spider&of=pc>、23年6月11日アクセス。

注11：<https://www.yicai.com/news/5065497.html>、23年6月10日アクセス。

注12：<https://hindustannewsHub.com/russia-ukraine-news/the-eu-has-banned-the-movement-of-belarusian-and-russian-trucks-on-its-territory/>、23年1月28日アクセス。

注13：中国国門時報23年7月3日付。

注14：中国税関総署による数値。

注15：現代物流報23年7月17日。

注16：中国税関総署による数値。

注17：中国税関総署の数値による集計。

データおよび個人情報越境 移転のルーツ

中国からデータおよび個人情報の越境移転をする場合、データ三法を中心とする法規制を遵守しなければならぬ。下記において、主な三つの法規制について説明をする。一つ目は、データ越境安全評価（以下「CAC評価」という）である。二つ目は、個人情報標準契約の締結による個人情報越境移転する場合、個人情報標準契約の締結による個人情報越境は、通常、CAC評価と比べ、企業にとって手続きが簡易であると認識されている。そして、三つ目は、個人情報保護認証ルートによる個人情報の越境移転である。

1. データ越境安全評価

重要情報インフラ運営者（以下「CIIIO」という）が中国国内で運営する過程において収集し、または前記過程において生じた重要データおよび個人情報は、国内に保存しなければならない。業務上の必要性により、確かに国外に提供する必要がある場合、原則上、「データ越境安全評価弁法」に基づきCAC評

中国では、2020年3月に「より完全な要素市場化配置体制の構築に関する意見」^{注1}により、データを一種の新型生産要素と定義したことで、データの重要性は土地、労働力、資本、技術要素と並ぶようになった。また、ここ数年、「サイバーセキュリティ法」、「データセキュリティ法」、「個人情報保護法」（以下「データ三法」という）が相次ぎ中国で施行され、中国のデータ分野の「三つの馬車」を構成し、中国データコンプライアンスの法律体系を構築した。前記法規制のもと、データおよび個人情報越境移転は日系企業を含む多くの多国籍企業の注目を集め、実務上データ関連法規のキーポイントともなっている。「データ越境安全評価弁法」（国家インターネット情報弁公室令第11号）が施行されてから約一年が経った今、中国におけるデータ越境移転の法規制と実施の現状について振り返ってみる。

中国におけるデータ越境移転の 法規制と実施の現状

安 翊青
張 駿

AN Yiqing 上海里格【リーグ】法律事務所 首席パートナー弁護士

ZHANG Jun 上海里格【リーグ】法律事務所 シニアパートナー弁護士

価を受けなければならない。

なお、重要情報インフラとは、公共通信と情報サービス、エネルギー、水利、金融、公共サービス、デジタル政府、国防科学技術工業など重要な産業と領域における、またその他いつたん破壊され、機能喪失し、またはデータ漏洩されると、国家の安全、国の経済と人々の生活、公共利益に深刻な影響を与えうる、重要なネット施設、情報システムなどを指す。これらを運営する運営者を、CIIIOという。また、データ取扱者が、国外に対して重要データを提供する場合、CAC評価を経なければならない。重要データは、いったん改ざん、破壊、漏洩、または不正に取得・利用されると、国家の安全、経済運営、社会安定、健全な公共性と安全などを害する可能性があるデータである。さらに、100万人以上の個人情報処理し、または前年度の1月1日から累計して10万人の個人情報もしくは1万人以上の機微な個人情

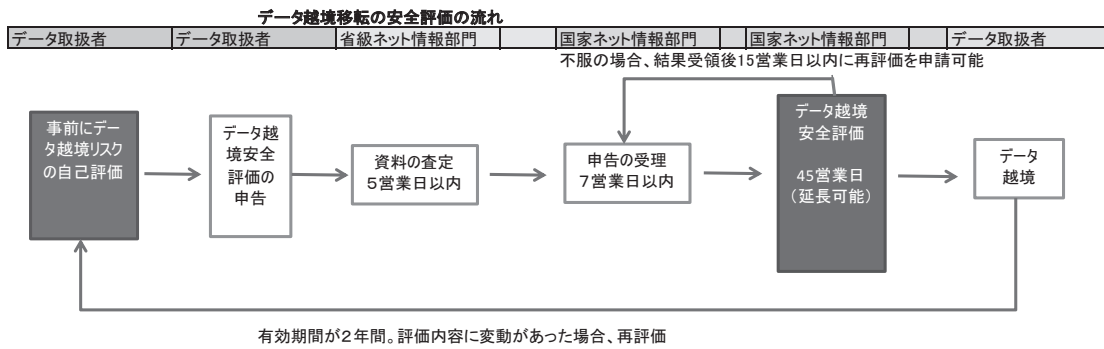
報^{注2}を国外に提供したデータ取扱者が、国外に個人情報を提供する際、CAC評価を受ける必要がある。

上記のほか、中国国家インターネット情報弁公室がその他のCAC評価を経る必要があると定めた場合も、かかる手続きを行う必要がある。CAC評価を受ける場合は、省のインターネット情報部門に対して申請し、中国の国家インターネット情報部門によりCAC評価が行われる。CAC評価を申請する前に、企業は事前にデータ越境リスクに関する自己評価手続を行わなければならない（図1）。中国では、現在、上海・北京をはじめとする都市において、既にいくつかの企業はCAC評価を通過し、データ越境移転が許可されている。

2. 標準契約による個人情報の越境移転

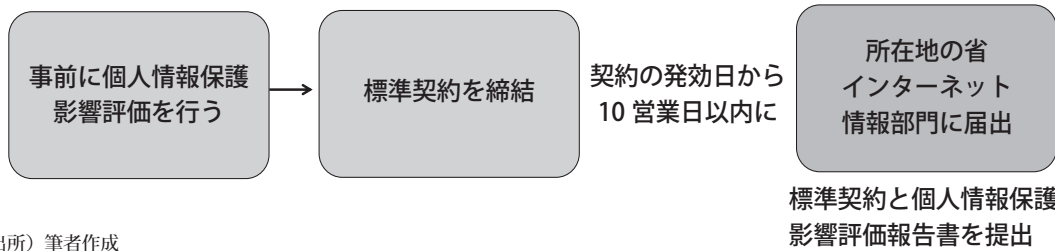
企業が個人情報を越境移転する際、CAC評価の全ての条件を満たさない場合、標準契約により個人情報を国外に提供することができる。この場合、企業は事前に自らまたは第三者により、個人情報保護影響評価を行い、個人情報取扱の目的、範囲および方法の適法性、正当性お

図1 データ越境移転の安全評価の流れ



(出所) 筆者作成

図2 標準契約による個人情報の越境移転の流れ



(出所) 筆者作成

事前に個人情報保護影響評価を行う。標準契約を締結。契約の発効日から10営業日以内に所在地の省インターネット情報部門に届出。標準契約と個人情報保護影響評価報告書を提出。発効後の10営業日以内でなければならぬ(図2)。標準契約において、個人情報取扱者の義務、特に国外受領者の義務について定めなければならない。また、個人情報主体の権利や救済方法も明記する必要がある。具体的には、個人情報主体に取扱目的、方式、個人情報の種類、保存期限、権利の行使方式等を十分に告知していること

と、同意に基づいて越境移転する場合、個別の同意を取得したことなどを明らかにしなければならない。また、国外受領者は、データ漏えいが発生した場合、適切な救済措置を速やかに講じ、適時に通知し、関連法律によつて中国の規制当局に報告することを承諾しなければならない。

3. 個人情報保護認証

個人情報保護認証制度は、CCC認証(中国強制認証制度)に似た制度である。認証を得た後は、個人情報保護認証のマークが付される。この場合、認証を得た企業は、「個人情報保護法」などデータ関連法律法規の各種の標準や条件を満たしており、コンプライアンス上問題ないことを意味する。

ただし、本稿の執筆時点では、まだ認証と取得したケースが先例として公布されていないため、企業にとつてどのように前記認証を取得するか、また資料の準備にどのようなリスクがあるかなどは、実務上、まだ不明な点がある。

前述制度のほか、中国と他の国家との間に、国際条約などがある場合や、その他に法律や行政法規におけるデータ越境に関する規定がある場合

合は、これらの条約や法規制に基づき、データの越境移転を行うことができる。しかし、現状として、このような状況は極めて少なく、企業が通常、個人情報を越境移転する場合は、先に述べた3つのルートのいずれかにより、越境移転をしなければならない。またデータの移転の場合も、前述の法規制を遵守しなければならない。

4. 企業による法規制の合致に対する判断方法

データおよび個人情報越境移転に対して、前述の三つの法規制があるが、企業として、自らはいったん前述の法規制を受けるべきかどうか、どのルートを採用すべきか、また、自らのデータ越境行為が法規制に合致しているかどうかについて、次の四つの方面から考えて、判断することができる。

一つ目は、データ処理者の身分に基づいて判断することである。例えば、データ処理者がCIIIOである場合、または100万以上の個人情報処理しているデータ処理者や、前年度の1月1日から累計して国外に対して10万人以上の個人情報もしくは1万人以上の機微な個人情報

よび必要性などにつき評価する必要がある。そして、標準契約を締結し、所在地の省インターネット情報部門に標準契約と個人情報保護影響評

価報告書を提出し、届出手続を完了した後、個人情報を国外に提供することができ。なお、注意すべきこととして、前述の届出手続は、法規

報を提供したデータ処理者の身分である場合、負う義務は一般的なデータ処理者と異なる。もしデータ越境移転に関わる場合、CAC評価を行わなければならない。

二つ目は、処理しているデータのパターンで判断することである。これは、自社が処理するデータは、個人情報に該当するかどうか、機微な個人情報に該当するかどうか、また、重要データに該当するかどうかについて、判断しておく必要がある。これらのデータのパターンにより、企業が負う法的義務も、それぞれ異なってくる。また、CIIIOでない場合、処理するデータは重要データに属さず、かつ、個人情報でなければ、上記の法規制は適用されない。

三つ目は、特別なデータ処理活動に関わっているかどうかについて判断することである。これは、本文で取り上げているデータ越境移転で言えば、先に分析したように、三つの法規制を遵守しなければならない。なお、この場合、後述するように、どのような行為がデータ越境移転行為に該当するかについて、所属する省などのインターネット情報弁公室など現地の監督管理部門の見解を適時かつ正確に把握することが重要で

ある。

四つ目は、個人や企業の権利や利益につき、適切に保護をしているかどうかに基づいて、判断することである。個人情報、中国の「民法典」において、一種の人格的な権益であり、これを保護することを法律上要求されている。また、企業にとって、営業秘密やノウハウなどは、データに載せられる企業の権利権益と考えられる。企業は、データ越境移転を含むデータ処理活動を行う際、これらの権利や権益を侵害しないよう、注意する必要がある。

企業は、前述の四つの方面から、自らのデータ処理活動を検証し、適法性を確保することができる。

また、データ越境移転において、いったん企業が上記の判断方法でCAC評価の条件を満たしたと判断した場合、標準契約書によるデータ越境ルートを採用してはならない。

データ越境移転の行為に対する判断

1. データ越境移転に含まれる行為

中国では、法規制上、データ越境行為には次の行為が含まれる。① データ取扱者が国内の運営過程にお

いて収集、生成したデータの国外への転送、保存する。② データ取扱者が収集し、生成した国内保存データの国外の機関・組織・個人による照会、証拠収集、ダウンロード、エクスポート。③ 中国国家インターネット情報部門が定めたその他のデータ越境行為⁴⁾。

また、「情報安全技術 データ越境安全評価指南(意見募集稿)」(以下「指南」という)によれば、以下の行為も、データ越境行為に含まれる。① 中国国内ではあるが、中国司法管轄に属さず、または国内に登録していない主体に対して個人情報または重要データを提供する場合。② データは中国以外の地域に転送されていないが、国外の機関、組織、個人によりアクセスできる場合(公開の場合は除く)。③ インターネット運営者の集団の内部データを国内から国外に移転する際、その中国国内での運営過程において収集、生成した個人情報または重要データに関わる場合。前述の指南は、まだ意見募集稿であり、正式に効力を生じていないが、企業としても遵守するのが難しいと考えられる。

2. データ越境移転に含まれない行為

一方、「指南」によれば、以下の行為は、データ越境移転行為に含まれない。① 中国国内における運営の過程において収集または生成したものでない個人情報または重要データが、中国を経て国外に移転し、いかなる変更や加工処理も行っていない場合。② 中国国内における運営の過程において収集または生成したものでない個人情報または重要データを中国国内で保存、加工処理をしてから国外へ転送する場合、および国内の運営過程において収集または生成した個人情報または重要データに関わらない場合。

3. 実務における判断基準

実務において、データ越境移転の行為に含まれるか否かにつき、以下が例として挙げられる。

例えば、中国子会社の人事担当者(新入社員)の人事の際、インターネットを通して、海外の親会社のシステムに当該社員の個人情報をオンラインで登録した場合、これは親会社による管理上の必要性と考えられるが、法律上はデータの越境移転となる。

また、中国における中国子会社

があるシステムを使用している場合、海外の会社を使用して当該システムのメンテナンス作業などを行った場合も、データの越境移転に該当する。もし、個人情報や重要データに関わる場合、関係する法規制を遵守し、適用するルートにより個人情報や重要データの越境移転をしなければならぬ。

さらに、多国籍企業において、中国から従業員を海外へ派遣する場合、当該従業員が正常に働くことができるよう、海外から中国国内のシステムなどにアクセスさせる必要がある。この場合、現在中国の法規制によれば、データ越境の範疇に属するため、これらの従業員のアクセス権限を管理する必要がある。要するに、当該海外派遣従業員の仕事に必要なデータのみに対して、アクセスできるようにさせ、その他の個人情報などに関わるデータは、一切アクセスできないよう設定する必要がある。これは、中国「個人情報保護法」に基づく「最少必須」の原則^{注4}に合致している。

こうした事例からも分かるように、データ越境移転に属するかどうかを判断する際は、データ三法で構築される法体系および立法の目的か

ら離れ、単にデータ越境移転と関わっていくつかの法律条項をもって判断を下してはならず、データ三法の原則を守らなければならない。

このほか、中国子会社で採用した外国人従業員がデータにアクセスした場合、現行の実務において、中国のインターネット情報弁公室は、かかるデータ処理活動はデータ越境移転行為に属すと判断することもある。

このように、データ越境移転行為の範囲は、現時点では、インターネット情報弁公室により広く解釈されることも実務上発生する場合がある。データを取り扱う相手が、中国籍でない場合、または相手の物理的位置が中国国内ではない場合も、データ越境移転に関わる可能性が極めて高いと言える。

4. データ越境移転に該当する場合の対応策

データ越境移転行為に該当する場合、前述で分析した三つの法規制を遵守しなければならない。

ただし、企業としても対応策を講じることができる。例えば、企業が処理した機微な個人情報や前年度の1月1日から1万人に達した場合を

例に挙げよう。この場合、この1万

の機微な個人情報は、当該企業が処理する個人情報のうちの一部に過ぎないのが一般的である。そうすると、企業としては、この1万の機微な個人情報を越境移転しないか、または、1万人以内に抑えることができる。この場合、もし企業が処理するその他の個人情報が100万人を超えておらず、かつ重要データやC I I O に関わらない場合、企業はC A C 評価を行う必要はなくなり、より便利である標準契約書によるデータ越境移転ルートを選択することができる。このように、企業としては、三つの法規制の間でやり方を切り替えることが可能である。

中国は、欧州が「一般データ保護規則」(G D P R) による人格的権益を重視しているのに比べ、より国家安全、データ安全を重視している。ただし、データ三法を含む中国のデータ関連法律法規の施行は、データや個人情報に対する監督管理を強化し、データに対する利用を健全化させるとともに、より良い発展を図ることが目的である。中国は現在、データ越境移転の実務に関して、企業側とも中国の当局側も法律規定の正確な実施方法を探索していること

ろである。

注1…「より完全な要素市場化配置体制の構築に関する意見」、中共中央・国務院が20年3月30日に公布、同日施行。

注2…「個人情報保護法」第28条…敏感な個人情報とは、いったん漏洩または不法使用されると、自然人の人格尊厳が侵害されたり、人身、財産の安全が危害を受けやすい個人情報であり、生物識別、宗教信仰、特定の身分、医療健康、金融口座、行動履歴などの情報、および14歳未満の未成年者の個人情報を含む。

注3…「データ越境安全評価申告ガイドライン(第1版)」、国家インターネット情報弁公室が22年8月31日に公布、同日より施行。

注4…「個人情報保護法」第6条…個人情報の処理は明確で合理的な目的を持っていなければならない、そして処理目的と直接関連して、個人の権益に対する影響が最小の方式を採用しなければならない。個人情報の収集は、処理目的を実現するための最小限の範囲に限らなければならない、個人情報を過度に収集してはならない。

中国経済運営の手法の変化 二人の“李総理”による常務会議の比較

● 蝦名 康平 一般財団法人日中経済協会 調査部

2022年10月の第20回党大会を経て3期目習近平政権が確立し、23年3月に開催された全国人民代表大会（全人代）では、習近平総書記の浙江省勤務時代の部下であり、信頼の厚い李強氏が国務院総理に就任した。さらに「党と国務院機構改革案」、「国務院工作規則」が審議・採択された結果、経済政策を主に担う国務院に対する党中央の影響力はますます大きくなっているように見える。

本稿では、4月28日開催の中国共産党中央政治局会議（以下、中央政治局会議）で示された経済政策の方針と国務院の活動内容が端的に示される国務院常務会議での議論との関係について、李克強前総理の時代と比較して、変容していく中国の政策決定プロセスの一端を紐解く。（内容は執筆時点での発表に基づく）

TOPICS 1. 中国経済の現状

2021年の全人代で採択された「第14次五カ年計画および2035年長期目標要綱」では多くの分野で中長期的な達成目標が設定された。しかし、こうした目標が設定されたにもかかわらず、この二年間に起こったことは、新型コロナウイルス感染症によるロックダウン、ロシアによるウクライナ侵攻、激化する米中対立などにより起している需要収縮・供給制約・（市場への）見通し低下の三重苦などの影響もあって状況は改善が見られず、中国経済は決して好調とは言えない。こ

こで、国内経済運営状況を示す指標の一つとして、国家统计局発表の製造業PMI（購買担当者景気指数）^{注1}の21年から23年6月までの推移を見てみよう（図）。22年通年、特に第4四半期の景況の落ち込みから、22年末のゼロコロナ政策転換を経て23年第1四半期は景況が改善の傾向にはあったが、第2四半期では再び落ち込んでいる。また、若年層失業率の上昇、民間需要の縮小、市場の見通しの不透明感など、経済の先行きは楽観視できない。23年4月28日に開催された中央政治局会議では、中国経済の現状について議論が行われた（表1）。

それによると、中国経済はいまだ回復途上であり、さらなる成長に導くには民間経済を刺激し、市場の見通しを高めながら民間需要を大きくしていく必要がある、としている。それに向けて、投資環境の改善による企業の信頼感の強化、さらにコモディティ商品に対する潜在的消費の刺激で国民経済をまわし、サービス家計所得を増やすことで需要を増大させるという方針が見て取れる。

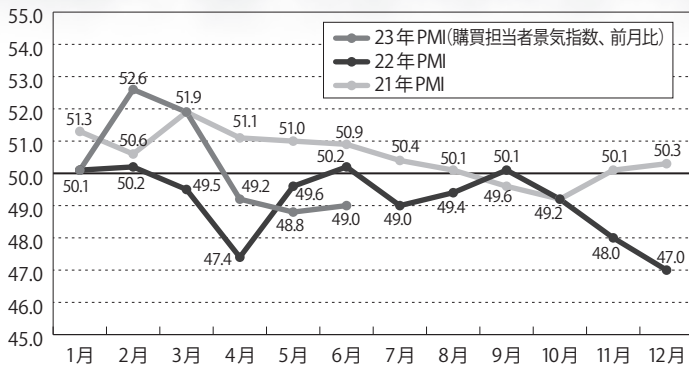
TOPICS 2. 国務院の立ち位置

このような楽観視できない状況の中、経済政策を担う国務院の立ち位

置は23年の全人代で変容したように思える。ここでは、まず党中央政治局と国務院の役割・関係性について整理しておきたい。

国務院の中国での位置付けは「国の最高権力機関の執行機関であり、最高行政機関」である。共産党の中央政治局常務委員で序列二位である人物が国務院総理を務めるほか、国務院副総理、国務委員、各部部长、各委员会主任、中国人民银行行长、審計署審計長、国務院秘書長などをトップとする行政機関から構成される。民生関連などをはじめ、主に経済政策を担う機関も多い。

図 製造業 PMI (購買担当者景気指数)



(出所) 国家統計局の定例発表より日中経済協会作成

表 1 中央政治局会議の内容 (4月28日開催)

<p>列挙した懸念点：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国内経済の好況は未だ回復途上のものである。 ②内生的な原動力はまだ強固でない。 ③需要は依然として弱いままである。 <p>議論された主な対策指針：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①積極的な財政政策を強化し、金融政策と連携を図る。 ②都市・農村での家計所得を増やし、サービス消費を増やしていく。 ③自動車・家電・住宅などコモディティ商品の潜在的消費を刺激する。 ④投資環境を改善し、企業の信頼感を高めるなどして民間投資を強化する。

(出所) 各報道より筆者作成

一方、党中央政治局は中国共産党の最高意思決定機関であり、本来は国家を代表するものではない。しかし、中華人民共和国憲法の前文に明記されている「四つの基本原則」の中には、「中国共産党による指導」という内容が含まれており、実質的には国を指導する中国共産党の役割が明確となっている。その中国共産党の最高指導機関のひとつが中央政治局であり、その構成メンバーである政治局委員およびその上位機関の常務委員は、5年に一度開催される党大会後の一中全会で選出される。

そして、國務院総理が参加する中央政治局会議は、「中国共産党による指導」を体现するものであり、國務院は実質的に党の指し示す指針に則った行政を執り行う、最高位の行政機関という位置付けとなっている。中央政治局会議では、表1のように経済分野に關してもマクロな指針を討議し、國務院もその枠に則った具体的な経済政策を検討していくこととなる。そして、その國務院が提示する指針・議論が一般に公開されるのが、國務院常務會議と全体會議である。國務院組織法第4条では、國務院の活動における重要

問題は必ず、國務院総理が主催する常務會議または全体會議による討論を経て決定することになっている。23年の全国人民代表大会(主人代)を経て李克強國務院前総理は引退新たに李強氏が國務院総理に就任した。李克強前総理は胡錦濤氏と同じく中国共産党青年団(共青团)系譜の出身ということもあり、習近平総書記との関係は決して良いものではなかったと言われている。実際の経済関連政策に關しても、経済学の博士課程まで進み、改革開放推進派であった李克強前総理と、学習塾の非営利化やプラットフォーム企業、エンタメ業界への締め付けなど、経済への影響をあまり考慮していないようにも見える施策を行う習総書記とは異なる姿勢であったと言える。一方、李強新総理は、上海市党委書記時代には米テスラを誘致するなどの経験はあるものの、習総書記との関係性が非常に強いため、基本的には習総書記の姿勢に迎合しているものと思われる。

実際に、李強総理の就任後初となる國務院常務會議(3月14日開催)では、「國務院はそもそも政治機関であり、旗幟鮮明に政治を語っていく」、「習近平総書記の重要指示・精神、党中央の政策を系統的に学習・把握してい

く」、「國務院の使命は党中央が決めた政策を誠実かつ着実に実行する」と述べている。また、國務院全体會議(3月17日開催)では、「國務院工作規則」が修訂・採択され、その修正内容は、常務會議の開催頻度についてそれ以前は基本的に週1回の開催だったものから月2〜3回の開催と頻度を減らす旨を明記、さらに習総書記の思想や指し示に学ぶ「学習制度」を2カ月に一度開催、学習テーマは國務院総理が決めるものとされた。こうしたことから、李克強前総理時代とその後李強総理時代では、國務院の性質が変化している可能性がうかがえる。

TOPICS
3. 二人の“李総理”の國務院常務會議

それでは、この二人の“李”國務院総理がそれぞれ主催する(していた)國務院常務會議について、政府公式サイトに基つき比較してみよう。國務院常務會議の姿勢の違いが分かりやすいように、注目度が高く、または恒常的に施策が必要とされているテーマに焦点を当て比較する(表2)。

例えば、第14次五年計画の目標でも触れられた、三農問題の一つでもある「農村」(農村が立ち遅れ、経済が発展しないこと)について、李克強

表2 テーマ別の国务院常務会議での議論内容

テーマ	李克強総理時代	李強総理時代
NEV (新エネ車)	開催日：2020年10月9日 「NEV産業発展計画の採択」	開催日：2023年5月5日 「地方農村部でのNEVのさらなる普及・発展」
	①コア技術の強化。 ②エネルギー、情報通信など各産業との融合的発展を支援。 ③充電インフラ建設への財政支援。農村の公共充電ネットワーク形成の加速。 ④公共サービス分野における新エネ車利用促進。 「国家生態文明試験区」、「大気汚染防止重点区域」において、バスやレンタカー、物流配送などの分野で、新エネ車利用の割合が80%を下回らないようにする。	①農村における充電インフラ設備の拡充。 ②（企業に対して）豊富なNEV供給推進を行うよう働きかけ。 ③農村でのNEV整備技能者の育成。 これらを通じて、農村観光などの新業態の発展を促す。
農村振興	開催日：2022年8月19日 新エネ車の購入減税を23年末まで延長決定。	開催日：2023年6月2日 ①重要コア技術の強化。 ②パワーバッテリーのリサイクルシステムの健全化。 ③自動車・エネルギー・道路・クラウドの融合発展、産業チェーンの自主コントロールおよびグリーン発展の水準向上。 ④NEV車両の購入税減免政策の延長（期限設定なし）と最適化。
	開催日：2018年1月22日 「U・Iターン創業の支援により、農村振興を促進」	開催日：2023年3月24日 「三農問題解決への取り組み強化」
ビジネス環境	①U・Iターン創業を目指す農民工、生産設備移転への補助金。 ②政策サービスと用地支援の強化。 ③創業者に対する研修への支出増。 ④専門家、技能人材へのUターン奨励。 ⑤関連保険商品の開発などを通じて、創業リスク防止システムの構築。	①年間食糧生産量を6億5000万トン以上に維持するよう支援。 ②各地特有の産業を発展させて農民の収入を増やす。 ③貧困回帰を防ぐため、ボトムラインを遵守。
	開催日：2018年7月18日 「公平な市場環境の創設」	開催日：2023年6月2日 「ビジネス環境最善化への取り組み状況と次段階の重点措置のヒアリング」
雇用安定	①養老機関の設立許可。 ②外資による道路輸送企業への投資認可。 ③納税に要する時間の短縮。 (不動産一般登記を15営業日以内、担保登記処理時間を7営業日以内に短縮)。 ④投資事業の承諾性改革。 (政府が定める基準を企業が順守すれば、最終的には企業への投信認可制度を廃止)	①社会の見通しと発展に向けた自信を刺激し、市場の活力を活性化させることで経済回復を推進。 ②市場参入条件の緩和、公平な競争の促進、知財の保護、全国統一大市場の建設にそれぞれピンポイントに質の高い政策措置を講じる。 ③ビジネス環境を最適化することで、政策の効果も強化し、企業へさらなる獲得感（満足感と幸福感）を享受させる。
	開催日：2019年10月9日 「ビジネス環境改善条例（草案）」の了承	
雇用安定	①「放・管・服」の推進。 企業登記の事務処理時間を短縮するとともに、各地方で企業創設に係る諸事務処理時間を社会的に公表させ、超過する場合には事務部門はその理由説明を実施・公表する。 ②市場主体の保護。経営自主権と経営者の人身・財産の保障を法的に保護する。 ③政務の公開透明性の強化。ユーティリティ事業会社のサービス・料金規準を公開。政務処理事項の受理基準を明確化。	開催日：2023年4月14日 ①支援が行き届いていない分野への支援強化。 ②「ストックの安定、量の拡大、重点確保」を優先させた雇用安定支援措置を行うことで、企業の雇用意欲を引き出す。 ③製造業や外資企業への雇用規模安定化を図る。 ④職業訓練や技能研修の質の向上。
	開催日：2021年5月12日 ①20年に効果を挙げた雇用拡大政策（一時生活手当、職業訓練）の継続実施。 ②失業保険基金残高に応じて、20年度に支払った失業保険料の30%または60%を企業へ還付。 ③市場化に向けた雇用促進、創業に向けた政策的支援を促進。	

(出所) 政府サイト公式発表より、筆者作成

前総理が打ち出した方針の一つが「U・Iターン創業の奨励」による振興である。内容としては、農村でのU・Iターン創業を目指す人々、および企業に対して生産設備移転などに伴う補助金を支給するほか、技能人材や専門家の派遣、ひいては創業リスク低減に向けた関連保険商品の開発などのバックアップなど、農村の経済発展に

向けて、多面的かつ具体的なアプローチを行うとしている。その一方で、李強総理が三農問題の解決に向けて国务院常務会議で掲げたものは、①年間食糧生産量6億5000万トンの維持、②各地特有の産業発展による農民収入の増加、③貧困回帰を防ぐためのボトムラインを守る、の3点であった。①に

ついでには、第14次五カ年計画の目標値、そして23年全人代での政府活動報告で掲げられた年間食糧生産目標値そのものであり、過去数年にわたって達成されてきたものの、それを踏襲したものに過ぎず、②地方の特色を生かした産業という文言に至っては、現時点では特に具体性のある政策はなく、③貧困回帰のボトムラインを守る

ことについては、習書記が共産党創立100周年の式典でも掲げた成果の一つである、貧困層ゼロ（貧困脱却の闘いの全面的勝利）を意識し、その成果を強調したものであるといえる。次に、党中央政治局会議でも掲げられたコモディティ商品の潜在的消費の拡大について、NEV（新エネ車）に関する両総理の施策をそれぞれ見てみ

よう。李克強前総理は、「NEV産
業発展計画」を採択し、①コア技術の
強化、②エネルギー、情報通信など各
産業との融合的発展の支援、③充電イ
ンフラ建設支援（農村の公共充電ネッ
トワーク形成）、④一部地域での公共
サービス分野における新エネルギーの利
比率80%以上に維持といった具体策を
示している。一方、李強総理主宰の国
務院常務会議では、23年5月5日に
地方農村部でのNEV発展に関する
議論を行っているが、ここでは①農村
における充電インフラ設備の拡充、②
整備技能者の育成、③NEV発展に
伴う農村観光などの新業態の発展促
進、が掲げられた。また、6月2日に
はNEV産業の質の高い発展に向け
た政策措置の検討として、①コア技術
の強化、②エネルギー・クラウド分野
などの融合発展、③NEV車両の
購入税減免政策の延長と最適化、な
どが掲げられている。こうして列記し
てみると、李克強前総理が講じた産業
発展計画をなぞったもの、もしくはそ
の延長にある項目が多い。

ここから見て取れるのは、中央政治
局をはじめとする党中央が示す大枠の
経済指針に対して、李克強前総理時
代の国務院常務会議が提示していたの
は、一つの問題を解決する上で包括的

かつ具体的な指示（＝国務院発の指針）
である一方、李強総理が主宰する国務
院常務会議が提示するものは、具体性
に欠けている、またはそれ以前のアプ
ローチや目標値を踏襲したもののよう
に受け取れる。例えば、NEVの購
入減税については、李克強前総理が22
年8月19日に開催した国務院常務会
議では、購入減税を「23年末」まで延
長すると明確に示したが、李強総理の
減税政策については、常務会議では具
体的な期限を設けず、工業・信息化
部が具体的な細則を出すにあたって、
はじめて27年末までという期限が設け
られた。表2に示したように国務院の
段階で具体的な数字やアプローチが決
まるのか、国務院組成部門まで下りて
具体性を帯びるのか、政策がどのプロ
セスで具体性を帯びるのかという点に
ついて、現在の国務院の能動的な舵取
りは見えにくくなっている。

なお、23年3月の「党および国務
院機構改革案」を経て、金融分野に
関しては党直轄の中央金融委員会・
中央金融工作委员会を通じて、中国
共産党が直接関与する力を強めてい
ることもあつてか、（本稿執筆時点ま
での）国務院常務会議では特に目立っ
た議論が行われているようには見えな
い。

TOPICS
4. 今後の展望

李強総理はまだ就任から4カ月強
（執筆当時）であり、今後、経済分
野での手腕を発揮する可能性は大いに
考えられる。停滞している中国経済を
民間経済の後押しを以て刺激するとい
う大指針を掲げる一方で、李強総理は
国務院総理の就任以降、この短期間で
多くの外遊や視察、国際フォーラムへ
の参加を行ってきた。特に国内では北
京市、河北省をはじめ、湖南省、遼
寧省、広西チワン族自治区など各地
を回り、BYD、銀河航天（北京）
ネットワーク有限公司、冰山集団、そ
の他科学技術系企業をはじめとする
様々な産業分野の企業や産業研究所
農村を視察・訪問している。こうした
点から、国務院総理として具体的な
施策を講じるというよりも、まずは実
情を把握するために方々へ出向いてい
るといふ見方もできる。李強総理がこ
れらの活動から得た知見を踏まえた上
で、今後、より独自の具体性を帯び
た施策を打ち出す可能性は十分にあ
りうる。

本稿で見てきた通り、現時点で李
強総理は独自の具体性のある政策を
打ち出しているようには見えない。そ
の一方で、国務院による党への付度の

度合いは確実に強まっている。7月19
日に中国共産党中央委員会・国務院
が連名で「民間企業の発展・強化促
進に関する意見」を発表し、コモディ
ティ商売をはじめ、サービス業への消
費需要の強化、不動産業が抱える問
題など多方面に言及した。この二つの
機関が連名で発出する意見や指導方
針は、例えば21年7月に発表された
学習塾事業の非営利化に向けた指針、
同年10月の炭素排出ピークアウト・
カーボンニュートラルを成し遂げる取
り組みに関する意見など、経済運営
の大指針となっている。国務院とし
ても、民間経済を刺激するために政策
アプローチを主体的に具体化してい
かざるを得ず、今後大きな指針が打ち
出されることは間違いない。これまで
の政策の成果がどのように顕在化して
いくのか、今後はどのような具体的
指針を伴う政策を以て中国経済の立
て直しを図るのか、引き続き注視して
いきたい。

注1.. 企業の現場の購買担当者、新規
受注や生産状況、雇用などの経営関連活
動を聞き取り調査した結果を指数化した
もので、50を景況の良し悪しの分岐点とし
て、前月との比較でどのように変化してい
るのかを示している。

森・濱田松本法律事務所
パートナー 石本 茂彦

5 対外開放・外資誘致拡大

経済成長の停滞が懸念される中国では、外資誘致の拡大が喫緊の課題となっています。この法律でも、外資の参入（外商投資）や対外貿易の促進について触れられています（25条）。

6 中国の法令の“域外適用”

涉外領域に関する中国の法令について、（国際法等の基本原則の遵守を前提に）“適用を強化”するという規定がおかれた点は、日本企業としても注意が必要です（32条）。この規定だけを見てもその意図するところは分かりにくいですが、前述の立法担当者の記者会見なども踏まえると、涉外領域の法律（つまり海外が関わる領域の法律）を一定の場合に“域外適用”（その国の法律を国外において適用）することの法的な根拠を示したものとも言えそうです。

国際ビジネスにおいて“域外適用”が最も問題となることが多いのは米国法です（“long reach”などと表現されます）。米国の輸出管理規則の“再輸出規制”などはその好例です。前述の立法担当者の記者会見では、中国が一部の国の（不当な）“long reach”の被害を受けていること、この規定はこうした（不当な）long reachとは異なることが強調されています。米国法のlong reachの当否はさておき、中国が法律の不当な域外適用をすることがないよう強く願うところです。

7 対抗措置を改めて明記

米国等による経済安全保障等の観点からの対中規制、制裁が強化されるなか、中国は、これまで、「反外国制裁法」、「外国の法律および措置の不当な域外適用の阻止に関する規則」、「信頼懸念エンティティリスト規定」等の“対抗措置”についての法令を続けざまに打ち出しました。

対外関係法では、こうした規定をより一般化し、国際法や国際関係の基本ルールに反して中国の主権、安全、発展の利益に危害を及ぼす行為に対して対抗措置および制限措置が打てることを改めて明記しました（33条1項）。また、対抗措置・制限措置の実施のための、

国务院（行政機関）による関連規則等の制定や業務制度の確立にも言及しています（同2項）。

こうした対抗措置・制限措置は、「闘争の工具箱」等とも表現され（前述の王毅主任寄稿など）、対抗措置を通じた米国への対抗のためのツールであることが改めて強調されています。これまでのところ中国は、こうした“ツール”の使用にどちらかというと抑制的でしたが、最近は活発化する兆しも見られます。今後の運用の動向が気になるところです。

8 党指導・トップダウンの強調

外交に関する共産党の“集中統一指導”を改めて強調している点（5条など）も注目されます。党の「中央外事業務指導機構」（中央外事工作委員会）が対外業務の意思決定機関であり、“トップダウン型”を進めることも明記されました（9条）。

9 企業や公民の責任・義務にも言及

国家機関や軍に加え、企業等の組織および公民も、対外交流、協力において、国の主権、安全、尊厳、荣誉、利益を保護する責任と義務を負うことも明記されました（6条）。こうした規定は、国家安全法などでも見られますが、対外交流等の局面での公民や企業の責任を改めて強調している点はやはり注目に値します。

また、この法律や他の法律に違反して、対外交流等において国の利益を損なう活動に従事した場合には、法に従って法的責任を追及されることも規定されました（8条）。

10 まとめ

このほか、純粋に法的な点として、条約と憲法の関係の明確化なども規定されています。

域外適用や対抗措置の動向は勿論、この法律でまとめられている“今の中国の対外関係の方向”の全体に注視していく必要があります。

注1：<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202306/dfb5d69d9ba34a3ca36bbc76d6b567d5.shtml>

注2：<http://politics.people.com.cn/n1/2023/0629/c1001-40023485.html>



対外関係法とは？

Q 最近、中国で「対外関係法」という法律が出されたという報道を見ました。聞きなれない法律ですが、どのような法律でしょうか。

A 対外関係法は、現在の内外の状況を踏まえた中国の対外関係の基本的方針、原則、立場などを、“法律”の形で示したものとと言えます。日本企業としては、中国の規制の“域外適用”や、米・欧・日などの対中措置に対する“対抗措置”の動向への影響が気になりますが、その他の部分も、中国の対外関係の姿勢を理解する手がかりとなり興味深いところです。

1 対外関係の基本方針・原則、立場を“法律”の形で示す

「対外関係法」は、中国の対外関係に関する基本的な方針や原則、立場を示す法律として新しく制定されました（2023年6月28日制定・公布、7月1日施行）。日本でも、米国等による対中制裁的措置に対する対抗姿勢や対抗措置、対外関係における企業や個人への国家利益保護の義務付け、共産党の権限集中や強化などを中心に広く報道されました。

この法律全体をみると、中国を取り巻く米中対立をはじめとした様々な国際環境を踏まえつつ、現在の中国の対外的関係の基本的な方針や方向性等を、“法律”という形にまとめたものとなっています。どちらかというところ、抽象的で一般論的なレベルの規定が並べられている印象です。このため、一部の規定（例えば後述の“涉外適用”についての部分など）では、この法律を見るだけでは意味が分かりにくいところもあります。

なお、この法律に関する中国としての“公式見解”は、立法した全人大常務委員会の法制工作委員会の担当者の記者会見^{注1}や、中国の外交統括トップの王毅・党中央外事工作委員会弁公室主任の人民日報寄稿^{注2}などが参考になります。

2 内外に向けた“メッセージ”色の強い法律

中国の外交的メッセージというと、“戦狼外交”とも揶揄される外交部報道官による“強気”の発言がおなじみです。対外関係法は、こうした発言や外交政策文書等の形ではなく、“法律”という形式によって、中国の対外関係に関するメッセージを内外に向けて発信したものと捉えることができます。

メッセージの“宛先”は、米国・欧州・日本等の西

側先進諸国だけではなく、広くグローバルサウス各国も想定されていると言えます。また、中国国内の公民や企業に向けた“対内的”なメッセージという面も重要です。なお、この対外関係法のもつ対外的な“メッセージ”としての性格は、国際的な“伝達能力”の構築推進についての規定（44条）などにも表れています。

3 国連の重視・大国間の協調・“保護主義”への反対

中国が従来から強調している、国連を通じた国際協力や安全保障の実現、“大国”間の協調、国際貿易における多国間貿易体制の維持と“保護主義”への反対（中国は、近時、米国の“保護主義的傾向”を強く非難しています）などは、この法律でも前面に押し出されています。また、国連の常任理事国としての中国の役割や責務についても言及されています。

4 “一帯一路”と“内政不干涉”、“正確義利観”

米国等の西側先進諸国との対立局面が増えるなか、中国は、グローバルサウス諸国との関係構築をとりわけ重視しています。対外関係法でも、従来から提唱されている“一帯一路”政策に言及しています。また、グローバルサウス諸国との関係で中国が米国との“差別化”のために強調する“内政不干涉”にも言及されています。

“一帯一路”については、ユーラシア・アフリカ諸国に対するインフラ投資も結局は中国の利益を拡大するだけではないかという懸念が指摘されてきました。中国がこれに対して提唱してきた“正確義利観”（利益の追求だけでなく、“義”に基づいて相手国にも寄りそう）にもこの法律は言及しています。

2023年7月

情報クリップ

■ 7/11 「中国国際サプライチェーン促進博覧会」事前説明会に協力

中国国際貿易促進委員会 (CCPIT) 主催「中国国際サプライチェーン促進博覧会 (CISCE: 2023年11月28日~12月2日・於北京)」の事前説明会が北京および東京、大阪、名古屋の各東京会場会場をオンラインで結び開催された。当協会は案内協力するとともに業務部が出席した。開会にあたり CCPIT・柯良棟副会長は、本博覧会がサプライチェーンをテーマとする世界初の国家級の展示会で、中国が積極的に対外開放を進めるための新しいプラットフォームとして活用したいとの意向を示した。



■ 7/14 香港ビジネスセミナーを後援

当協会関西本部が後援した掲題セミナー (主催: 関西日本香港協会、香港貿易発展局) が大阪市内で開催され、今村健二関西本部事務局長が出席した。リッキー・フォン香港貿易発展局大阪事務所長が「日本のメディアでは報道されない香港の今と将来」、山内崇夫ヤマタカパートナーズ社長が「アジアのビジネス拠点・香港、香港からアジアへ、そして世界へ」と題して講演した。

■ 7/17 北海道庁一行が来会

浦本元人・北海道副知事を団長とする北海道庁一行が当協会北京事務所に来会し、伊藤季代子副所長らと交流した。浦本副知事一行は、7月から3年ぶりに北海道新千歳空港と北京間の直行便が再開されたことを記念し、直行便を運航する中国国際航空等への訪問を主な目的

とし訪中した。当協会北京事務所とは中国国内の経済状況や北海道へのインバウンド誘致等について意見交換を行った。

■ 7/19 「中日 (内蒙古) 投資貿易合作説明会」を後援

内蒙古自治区商務庁・張鴻福庁長一行が訪日し、都内で説明会を開催、当協会はこれを後援した。開会にあたり張庁長は、同自治区の風力・太陽光といった自然エネルギー資源、世界最大のレアアース埋蔵量、さらには牧畜産業 (乳業、肉業、カシミア) 等の伝統的産業の振興状況を PR するとともに、新型化学工業ら 8 大産業クラスターの建設状況について紹介した。

■ 7/21 第3回関西地区日中企業経済交流会

当協会関西本部が協力した掲題会議が大阪市内で開催された。主催である西日本中国企業連合会の関志浩会長の挨拶に続き、今村関西本部事務局長が共催である大阪商工会議所の中国ビジネス委員会副委員長として挨拶したほか、薛劍中国駐大阪総領事が来賓挨拶を行った。本交流会には日本企業・中国企業・中国企業日本法人・華僑企業や華人企業などが参加し、中国企業 5 社と日本企業 26 社によるプレゼンテーションの後、各社展示スペースを前にビジネスマッチングを実施した。



開会挨拶を行う今村関西本部事務局長 (上)、マッチングの様子 (下)

J+C ECONOMIC JOURNAL

2023年10月号は・・・

■ SPECIAL REPORT

日中経済の新機軸

編集後記

私は夏が大好きだ。暑いのが好きだし、夏の間も山も空も果物も虫も好きだ。夏の思い出に子供時代の毎年の帰省がある。祖母が山陰地方の日本海に面する町に住んでいたので、毎年夏休みに帰省していた。当時走っていたブルートレインの寝台列車への乗車に始まり、現地に着けば青い空と海、セミやカエルの鳴き声、畑から収穫してきたばかりの大きなスイカ、夜の火花など、夏休みを満喫した。そして何より祖母から聞いた戦争や昔の中国の話が忘れられない。厳しい時代を乗り切った強く優しい祖母の思い出と、私の夏好きはリンクしている。(佐々木)

*購読のお申し込み先

東京官書普及株式会社

政府刊行物東京サービス・ステーション

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2

TEL. 03-3292-3701 FAX. 03-3292-1670

下記ホームページからもお申込みになります。

URL: <https://www.tokyo-kansho.co.jp>

Amazon Japan でもご購入できます。

日中経協ジャーナル

2023年9月号 (通巻第356号) 令和5年8月25日発行

発行人 高見澤学

編集人 佐々木悠子

発行所 一般財団法人 日中経済協会

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

東京 〒106-0032 東京都港区六本木1-8-7 MFPR 六本木麻布台ビル6階

TEL. 03-5545-3111 FAX. 03-5545-3117

大阪 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル5階

TEL. 06-4792-1776 FAX. 06-4792-1778

URL: <https://www.jc-web.or.jp>

禁無断転載 © JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION 2023

デザイン・印刷 ホクエツ印刷株式会社 TEL. 03-5245-8821

*当財団会員の誌購読料は会費に含まれております。

定価 880円 (本体 800円 + 税 10%) ISBN978-4-88880-328-1 C2033

DATA ROOM

中国・日中の主要経済指標

本表は、中国国家统计局発表を中心に、2023年第2四半期までの主要経済指標(速報値)をとりまとめたものです。データが更新された場合は、当会ウェブサイト (<https://www.jc-web.or.jp/>) に反映します。

項目	単位	2019年	2020年	2021年	2022年 1～3月	2022年 1～6月	2022年 1～9月	2022年	2023年 1～3月	2023年 1～6月
国内総生産(GDP) 名目額	億元	986,515	1,013,567	1,149,237	270,178	562,642	870,269	1,210,207	284,997	593,034
〃 実質成長率(前年比)	%	6.0	2.2	8.4	4.8	2.5	3.0	3.0	4.5	5.5
四半期 GDP 実質成長率(前年比) (注1)	%			4.0	4.8	0.4	3.9	2.9	2.2	6.3
1人当たり GDP	元	70,078	71,828	80,976				85,698		
〃 実質成長率(前年比)	%	5.6	2.0	8.0				3.0		
食糧生産量	億トン	6.6384	6.6949	6.8285				6.8655		
工業生産額(付加価値ベース)	億元	311,859	312,903	372,575						
〃 前年比	%	3.6	0.4	19.0						
うち一定規模以上の工業企業(前年比) (注2)	%	5.7	2.8	9.6	6.5	3.4	3.9	3.6	3.0	3.8
固定資産投資額 (注3)	億元	513,608	527,270	552,884	104,872	271,430	421,412	572,138	107,282	243,113
〃 前年比(名目)	%	5.1	2.7	4.9	9.3	6.1	5.9	5.1	5.1	3.8
不動産開発投資額	億元	132,194	141,443	147,602	27,765	68,314	103,559	132,895	25,974	58,550
〃 前年比(名目)	%	10.0	7.0	4.4	0.7	-5.4	-8.0	-10.0	-5.8	-7.9
社会消費品小売総額 (注4)	億元	408,017	391,981	440,823	108,659	210,432	320,305	439,733	114,922	227,588
〃 前年比(名目)	%	8.0	-3.9	12.5	3.3	-0.7	0.7	-0.2	5.8	8.2
消費者物価指数(CPI)	%	2.9	2.5	0.9	1.1	1.7	2.0	2.0	1.3	0.7
工業品出荷価格指数(PPI)	%	-0.3	-1.8	8.1	8.7	7.7	5.9	4.1	-1.6	-3.1
都市部1人当たり可処分所得	元	42,359	43,834	47,412	13,832	25,003	37,482	49,283	14,388	26,357
〃 実質伸び率	%	5.0	1.2	7.1	4.2	1.9	2.3	3.9	2.7	4.7
農村部1人当たり可処分所得 (注5)	元	16,021	17,132	18,931	5,778	9,787	14,600	20,133	6,131	10,551
〃 実質伸び率	%	6.2	3.8	9.7	6.3	4.2	4.3	6.3	4.8	7.2
都市部新規雇用者数	万人	1,352	1,186	1,269	285	654	1,001	1,206	297	678
都市部調査失業率 (注6)	%	5.2	5.2	5.1	5.5	5.7	5.6	5.6	5.5	5.3
都市部登録失業率	%	3.62	4.24	3.96						
中国の貿易総額(中国海関統計)	億ドル	45,778.9	46,559.1	60,438.7	14,830.2	30,770.0	47,520.4	63,065.2	14,389.5	29,181.7
〃 前年比	%	-1.0	1.7	29.8	13.0	10.2	8.7	4.4	-2.9	-4.7
中国の輸出額	億ドル	24,994.8	25,899.5	33,571.4	8,190.1	17,283.1	26,985.9	35,936.0	8,218.3	16,634.3
〃 前年比	%	0.5	3.6	29.6	15.5	13.9	12.5	7.0	0.5	-3.2
中国の輸入額	億ドル	20,784.1	20,659.6	26,867.3	6,640.0	13,486.9	20,534.4	27,160.0	6,171.2	12,547.4
〃 前年比	%	-2.7	-0.6	30.0	10.6	5.8	4.1	1.1	-7.1	-6.7
中国の輸出入収支	億ドル	4,210.7	5,239.9	6,704.1	1,550.1	3,796.1	6,451.5	8,776.0	2,047.1	4,086.9
中国の対日貿易総額(中国海関統計)	億ドル	3,150.3	3,175.4	3,714.0	896.3	1,771.4	2,707.4	3,574.2	793.6	1,570.1
〃 前年比	%	-3.9	0.8	17.1	3.9	-2.1	-1.4	-3.7	-11.5	-11.2
中国の対日輸出額	億ドル	1,432.7	1,426.6	1,658.5	419.2	835.5	1,295.2	1,729.3	407.7	793.4
〃 前年比	%	-2.6	-0.4	16.3	8.3	4.4	6.5	4.4	-2.4	-4.7
中国の対日輸入額	億ドル	1,717.6	1,748.7	2,055.5	477.1	935.9	1,412.2	1,845.0	385.9	776.7
〃 前年比	%	-4.9	1.8	17.7	0.4	-7.3	-7.6	-10.2	-19.5	-17.0
中国の対日輸出入収支	億ドル	-284.9	-322.1	-397.0	-58.0	-100.5	-116.9	-115.7	21.8	16.7
世界の対中直接投資契約件数(中国商務部統計) (注7)	件	40,888	38,570	47,643				38,497		24,000
〃 前年比	%	-32.5	-5.7	23.5				-19.2		35.7
世界の対中直接投資実行額(〃)	億ドル	1,381.4	1,443.7	1,734.8	590.9	1,123.5	1,553.0	1,891.3	4,084.5 (注8)	7,036.5 (注8)
〃 前年比	%	2.4	4.5	20.2	31.7	21.8	18.9	8.0	4.9	-2.7
日本の対中直接投資契約件数(中国商務部統計)	件	1,000	799	998						
〃 前年比	%	20.8	-20.1	24.9						
日本の対中直接投資実行額(〃) (注9)	億ドル	37.2	33.7	39.1				46.1		
〃 前年比	%	-2.4	-9.3	16.0				16.8		
経常収支	億ドル	1,413	2,740	3,173	895	1,691	3,104	4,019	820	
マネーサプライ(M2) (注9)	億元	1,986,489	2,186,796	2,382,900	2,497,688	2,581,451	2,626,601	2,664,321	2,814,566	2,873,024
〃 前年比	%	8.7	10.1	9.0	9.7	11.4	12.1	11.8	12.7	11.3
外貨準備高	億ドル	31,079.2	32,165.2	32,501.7	31,879.9	30,712.7	30,289.6	31,276.9	31,839.0	31,930.0
対外債務残高 (注10)	億ドル	20,708.1	24,008.1	27,465.6	27,102.0	26,360.0	24,815.0		24,909.0	
対ドルレート	元/US\$	6.8985	6.8976	6.4515	6.3482	6.7114	7.0998	6.9646	6.8717	7.2258
日本の対中貿易総額 (財務省貿易統計・ジェットロ換算)	億ドル	3,039.6	3,050.9	3,502.6	856.7	1,673.0	2,536.7	3,354.3	744.4	
〃 前年比	%	-4.2	0.4	14.8	2.3	-2.2	-1.5	-4.2	-13.1	
日本の対中輸出額	億ドル	1,347.0	1,412.5	1,641.2	375.3	734.5	1,108.6	1,456.0	289.4	
〃 前年比	%	-6.4	4.9	16.2	-2.2	-8.3	-8.2	-11.3	-22.9	
日本の対中輸入額	億ドル	1,692.6	1,638.4	1,861.4	481.4	938.5	1,428.1	1,898.3	455.1	
〃 前年比	%	-2.5	-3.2	13.5	6.2	3.3	4.4	2.0	-5.5	
日本の対中輸出入収支	億ドル	-345.7	-225.9	-220.2	-106.2	-204.0	-319.5	-442.4	-165.7	
日本の対中直接投資額 (財務省国際収支状況・ジェットロ換算)	億ドル	120.21	110.74	122.85	22.06	47.31	70.61	91.85	20.85	
〃 前年比または前年同期比	%	7.2	-7.9	10.9	-9.6	-11.0	-13.6	-25.2	-5.5	

(注1) 四半期 GDP 実質成長率は、1～6月では第2四半期、1～9月では第3四半期についての前年同期比を示す。

(注2) 2011年からは年間売上2000万元以上の工業企業を指す。

(注3) 2011年からは不動産投資・農村個人投資を除き、固定資産投資の対象を50万元以上から500万元以上に引き上げた。

(注4) 個人の住宅購入を含まない。

(注5) 2014年までは農民1人当たり純収入(四半期は農民1人当たり現金収入)。15年からは「農村部1人当たり可処分所得」。

(注6) 2022年通年での調査失業率は公開されていないため、12月単月時点での数字を掲載し

ている(2023年2月6日時点)。

(注7) 対中直接投資は金融分野(銀行・証券・保険)を含まない。

(注8) 2023年1-3月の世界の対中直接投資実行額はドル建てで発表されていないため、実行額および前年同期比率は元建てでの数字を記載した。

(注9) マネーサプライ、外貨準備、対外債務残高は期末数。対ドルレートは年間平均数、四半期は期末数。

(注10) 2015年からは人民元建ての対外債務残高を含む(2014年もそれに伴い調整された)。

(出所) 中国国家统计局、中国海関総署、商務部、人力資源・社会保障部、中国人民银行、国家外為管理局、ジェットロ発表等から日中経済協会が作成。

日中経済協会の出版案内

変わる中国 データと図表で理解!

中国経済 データハンドブック

China Economic Data Handbook

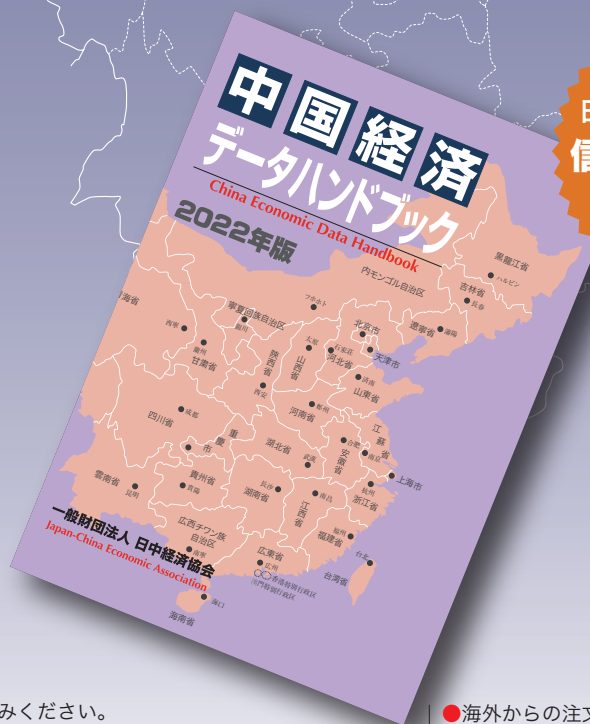
2022年度

創刊30余年を迎える対中ビジネスを担う戦略スタッフ、教育研究関係者、メディアに活用されている必携書。

中国を知る最新の情報バンクとして、2022年版も

「14・5計画」・3期目を迎えた習近平政権下の最新人事・主要法令をはじめとした情報を更新。

A4判186ページ・本文2色刷・一般財団法人日中経済協会 2022年12月15日発行
定価4,950円(本体4,500円+税10%) / 会員価格3,300円(本体3,000円+税10%)
ISBN978-4-88880-319-9



日中経協ならではの
信頼のデータ集
好評発売中!

●ご購入は下記にお申し込みください。

東京官書普及株式会社

政府刊行物東京サービス・ステーション

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 1-2 Tel.03-3292-3701 Fax.03-3292-1670

下記ホームページからお申し込みになれます。

URL <https://www.tokyo-kansho.co.jp>

●Amazon Japan、最寄りの書店でもご購入できます。

●海外からの注文、購入をご希望の方は下記にお申し込みください。

株式会社 OCS

海外生活サポートサービス

Tel.03-5534-7965

下記ホームページからお申し込みになれます。

URL <https://www.ocs.co.jp>

※賛助会員は会員価格でお求めになれますので日中経済協会総務部までご連絡ください。Tel.03-5545-3111 Fax.03-5545-3117

一般財団法人 日中経済協会
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION
定価 880円(本体800円+税10%)

ISBN978-4-88880-328-1
C-2033 ¥800E



9784888803281



1922033008008